

第四部 社會事業會

第一篇 社會事業行政

第四章 醫療保護事業 六七五

第一章 社會事業行政一般

第一節 無產者診療 六七七

第二章 社會事業行政機關管掌事務

第二節 施療病院及診療所 六七八

第三章 社會事業行政費並公的施設費

第三節 特殊施療施設 六七八

第四章 私設社會事業

第四節 其他の醫療事業 六八〇

第五章 私設社會事業統制

第五節 社會事業の獎勵助成 六八一

第六章 私設社會事業の經費

第六節 婦產婦並乳幼兒保護 六八二

第七章 社會事業施設

第七節 乳幼兒保護運動 六八三

第八章 救護事業

第八節 不就學兒童 六八四

第九章 救護法による救護事業

第九節 缺食兒童保護 六八五

第十章 特殊救護事業

第十節 兒童虐待防止事業 六八六

第十一章 方面委員

第十一節 少年職業紹介 六八七

第十二章 失業保護事業

第十二節 虛弱兒保護事業 六八八

第十三章 職業紹介事業

第十三節 少年職業紹介 六八九

第十四章 失業救濟事業

第十四節 教化事業 六九〇

第十五章 失業共濟事業

第十五節 隣保事業 六九一

第十六章 その他の保護事業

第十六節 婦人保護 六九二

第十七章 經濟的保護事業

第十七節 住宅 六九三

第十八章 公益質屋

第十八節 公益市場 六九四

第十九章 公設食堂

第十九節 公設食堂 六九五

表計統(業事會社) 部四第

第一表 社會事業施設累年表

第二表 社會事業費統計

第三表 職業紹介統計

其一 職業紹介所經營主體別數

其二 職業紹介所一般職業紹介數月別表

其三 職業紹介所業態別職業紹介數

其四 日傭勞働者職業紹介數月別表

其五 傅給生活者職業紹介件數月別表

其六 營利職業紹介數月別表

第四表 住宅統計

其一 住宅組合統計

其二 共同宿泊所統計

其三 借地借家調停件數月別表

第五表 公益市場統計

第六表 公益質屋統計

第七表 公設食堂統計

第八表 公益浴場統計

第九表 隣保事業調查表

第十表 少年審判所保護處分統計

第十一表 起訴及刑執行猶豫者保護狀態調

第一篇 社會事業行政

第一章 社會事業行政一般

第一節 社會事業行政機關管掌事務

社會事業行政事務は中央にあつては、主として内務省社會局社會部に於て管掌し、地方にあつては道府縣社會課及び主要都市に於ける社會課に於て事務規定に従つて管掌してゐる。社會局に於ける社會部の管掌事務は左の如くである。

内務省社會部分掌事務

保護課
一、罹災窮民救助其他救恤に關する事項。二、軍事救護に關する事項。三、感化院に關する事項。四、兒童保護に關する事項。五、他課に屬せざる社會事業に關する事項。六、震災救護殘務に關する事項。

福利課

一、住宅の供給改善に關する事項。二、公設の浴場質屋及簡易食堂、宿泊所其他福利增進に關する事項。三、社會教化に關する事項。

職業課

一、職業紹介其他失業救濟及防止に關する事項。

道府縣の社會課に於て所管する事項は、地方社會事業の監督指導、窮民救助其他賑恤救濟、軍事救濟、行路病人並行旅死亡人取扱、兒童保護、感化事業、公益住宅及住宅組合、公益質屋、浴場市場、食堂、宿泊所、融和事業、生活改善、勤儉獎勵、社會教

化、職業紹介並に失業の救助防止、移植民の保護獎勵等である。

又都市社會課、特に大都市の社會課に於ては、近時公私社會事業の勃興に伴つて、管理事務の範圍が次第に擴張されて來た。現在市營事業の主なるものを舉ぐれば、窮民救恤、救療、職業紹介公益質屋、公設市場、簡易食堂、簡易宿泊所、託兒所、兒童相談所、產院、住宅供給、授產場、隣保事業等である。

次に本年に於ける政府の社會事業方針を示すものとして、本年六月七日に開催された學務部長會議に於ける内務大臣の訓示概要並に指示事項を掲げて置く。

内務大臣訓示概要 我邦經濟界の不況既に久しく輓近一部稍好轉を見るに至れりと雖も全般を通じて之を見るときは依然として不況を續け殊に客方に於ける各種災害の被害は極めて甚大なりし爲、農山漁村及都市中小商工業者の疲弊困憊は尙甚だ深刻なるものあり。幸に各位の協力に依り災害復舊に關する應急的善後施設は各地概ね遺憾なきを期し得たるも、今日の社會事勢に鑑みれば今後益各般の社會立法を整備し各種の社會施設を擴充するの急務なるを痛感す。此の點に關しては政府因より努力を怠らざるべきも各位亦克く地方の實情を精査し以て適切なる施設の擴充に勉めらるゝと共に、其の運營に就ては益工夫を凝らし改善を加へ以て社會行政全般の健全なる發達を期せられんことを望む。

謂ふ迄もなく國民生活の安定を圖り社會福祉の増進を期するには更に其の根本として自力更生の意氣を全國民の間に擴充振起せしめざるべからず。從來國民更生の意氣を全國民の間に擴充振興

せしめざるべからず。從來國民更生運動に關しては各種の努力と國民の自覺と相俟て到る處漸次其の實績を擧げつゝありと雖も經濟界の不況と災害頻至とに因る物質上の損害は勿論精神的打撃は極めて深刻なるものあるを以て各般の對策の實施と共に國民更生運動の趣旨を一層徹底し以て自力更生の意氣を振起し更生計畫の樹立と其實行とを促進するの要愈緊切なるを認む。而して本運動

實施上特に留意を要するは各種更生施設の計畫並に實行に當り精神教化生活改善等更生の基幹たるべき方面に於て 分なる力を致し遺憾なきを期せざるべからざることはなり。要するに本運動は汎く國民の間に自力更生の意氣と氣魄とを強調鼓吹し精神的更生を基調として生活全般の一新を圖り以て國民生活の安定向上を齋らさんとするものなるを以て各位は克く地方の實情を究め關係部課は勿論各種關係團體とも連絡提携を圖り相率ゐて地方民生の福祉増進に遺憾なきを期せられんことを切望す。

我邦に於ける失業狀況は最近一部產業の好況に伴ひ稍緩和を見るに至りしも日傭労働者、知識階級等に在りては尙失業の數甚だ多數を算するのみならず殊に其久しく失業の境遇に在る者は動も

すれば自奮自立の意氣を喪ひ依然として救濟を要するの狀態を脱却し得ざる傾向に在り、斯の如きは國民をして有效なる經濟的社會的活動を爲さしむる目的に副はざるを以て政府は鋭意各種產業の進展に努むるの外失業應急事業の助成等の方法に依り能ふ限り此等失業者の減少に努力しつゝあり、各位に於ても常に管内に於ける失業狀況の查察を密に必要に應じて適當なる對策を講じ以て失業の防止救濟に當らんことを望む。尙之に關し特に各位の留

意を求めたきは失業對策の要諦は單に失業者の生活を救濟するに止まらず失業者をして常に激刺たる勤勞の精神を保持せしめ、之をして失業者たらざらしむるに在るを以て此等失業對策の實施に當りても特に失業者の精神的訓練に重きを置き自奮自勵更生の機會を得しむるやう特段の工夫を凝らし指導宜しきを制せられんことを期望す。

【指示事項】一、神社に對する公費供進に關する件。一、神職の素質向上に關する件。一、選舉肅正に關する件。一、醫療保護に關する件。一、救護法施行に關する件。一、兒童虐待防止法に關する件。一、方面委員制度の擴充に關する件。一、私設社會事業の指導監督に關する件。一、農村社會施設の振興に關する件。一、國民更生運動に關する件。一、公益質屋の整備充實に關する件。一、國民更生運動に關する件。一、農村社會施設の振興に關する件。一、地方改善應急施設に關する件。一、職業紹介機關の普及充實に關する件。一、失業者更生指導訓練に關する件。一、職業指導の徹底に關する件。

【注意事項】一、失業應急事業に關する件。

第二節 社會事業行政費並公的施設費

昭和十年度に於ける内務省並に司法、遞信各省所管の社會事業局は第五十四回帝國統計年鑑によれば左表の如くである。

	昭和十年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和六年度
内務省所管	一四、一五八	一六、六四四	一九、九五〇	三、五〇〇	五、七三〇	五、七三〇
司法省所管	四	四	四	四	四	四
遞信省所管	三六	五一	五〇七	六三	五三	五三
計	二四、五五八	二六、八九九	二〇、五四一	三三、一六六	六、三三六	六、三三六
地方費						
道府縣費	六八、八八三	三三、九八八	二八、四四〇	二五、一四八	二三、七八八	二三、七八八
市 費	三三、七四八	二七、一七〇	二七、五八六	二七、五八六	二五、五五五	二五、五五五
町 村 費	二一、〇一〇	二一、〇一〇	二一、〇一〇	二一、〇一〇	二一、〇一〇	二一、〇一〇
計	八三、六四一	八三、六四一	八三、六四一	八三、六四一	八三、六四一	八三、六四一

〔備考〕—内務、司法、遞信各省の所管のものは昭和十一年度は豫算九年度は現計、八年度以前は決算である。地方費に依るものは各年度豫算である。

第二章 私設社會事業

第一節 私設社會事業統制

昭和九年度の内務省所管社會事業施設は、第十四回社會事業統計要覽によれば八、一二八となつて居り、うち私設社會事業が幾何を占めてゐるかは不明であるが、昭和七年度に於いては施設數は公設二、六三九、私設三九二〇、昭和六年度

は公設一、七三七、私設三、五八五、その前年は公設一、四五五、私設二、九七九となつて居り私設は公設施設數の略々二倍弱に當つてゐる。昭和九年度に於いても大體此傾向が持

續されてゐるものと見て大過なから。私設社會事業は各官廳の監督を受け各事業施設相互間の連絡統一は中央及び地方社會事業協會によつてなされてゐる。これらの連絡統一機關は私設四八にて公設のものは存しない。而して近年大阪、東京、京都、廣島、岐阜、千葉、兵庫、三重、鹿兒島、福井、徳島の各府縣に私設社會事業聯盟が結成され、昭和四年以降之等府縣單位の聯盟が相寄つて逐次西日本、關西、東日本の各私設社會事業の三大地方聯盟が組織された。次で昭和七年中には更に之等地方聯盟の所屬構成聯盟として石川、奈良、栃木、富山、宮城、茨城の各縣に私設聯盟が創立された。而して昭和六年には右三大地方聯盟を包括する全日本私設社會事業聯盟の結成をみた。同聯盟は私設社會事業の特色を發揮し、私設團體本來の使命を達成せんがために協會の事業及運動をなすを以て目的として居り、その加盟團體は八百に達してゐる。以上の私設社會事業の聯盟の外に公私社會事業を打つて一丸とせる中部日本社會事業聯盟がある。同聯盟は靜岡、三重、愛知外中部日本の十縣から成るものである。公私設の別は事業施設の項に各文を掲げた。

第二節 私設社會事業の経費

第十三回社會事業統計要覽に依れば同年の私設社會事業費は三七、七六三、七八九圓にて公設社會事業經費の五倍に當

つて居り、昭和六年度に於いては私設社會事業費三二、八七二、一九五圓、同五年三二、五〇六、九四一圓にて兩年とも公設の經費の三倍餘に當つてゐる。

第三節 私設社會事業の獎勵助成

一 御下賜金及政府の獎勵助成

御下賜金 畏き邊りでは紀元節の佳辰に當り御恒例により

左記全國私設社會事業七百八十六團體に對し事業御獎勵の思召を以て金一封（總額二十萬圓）下賜あらせられた。

内閣所管——一四團體、内務省所管——八二團體、司法省所管——二一〇團體、文部省所管——五八團體、遞信省所管——三團體、拓務省所管——一九團體。

内務省の獎勵 内務大臣は紀元節の佳辰に當り社會事業獎勵のため全國社會事業團體中特に優良なる五百二十團體に對し獎勵金十五萬七千六百圓を交付した。

二 恩賜財團慶福會の獎勵助成

私設社會事業の助成を使命とする恩賜財團慶福會は紀元節に於て内地植民地に亘る私設社會事業二百五十三團體を選み總額十二萬二千二百圓の助成金を交付した。その内譯は左の如くである。

一、社會事業の建築助成

五五團體
五四二〇〇圓
八團體

簡易食堂
公益質屋
計

五、〇〇圓
六〇、七〇〇
一九、三〇〇
一一、二〇〇圓

實費診療事業
公益浴場

二、乳兒保護事業助成

一、社會事業經營費助成	一九〇團體	六五、六〇〇圓
三 低利資金		

大正八年度以降社會事業資金に對し大藏省預金部積立金並に簡易保險積立金より低利資金が融通せられてゐる、昭和十年度において内務省を経て社會事業に融通せる低利資金割當額は左の如くである。

昭和十年割當額（社會局福利課）

住宅資金	一、八三、三〇〇	勞銀繩替	三、八〇〇
公益質屋	七〇一、四〇〇	融利促進生業資金	一三、五〇〇
公益市場	二一、五〇〇	地方改善地區整理	三〇、六〇〇
公益浴場	四六、八〇〇	紹介所	三七四、〇〇〇
不良住宅改良	三〇、〇〇〇	救療施設	七五〇、五〇〇
		融通決定總額	五、四三、二〇〇

尙簡易保險の積立金の社會事業施設に對する貸付は昭和八年度に於ては公立結核療養所、公益食堂、公設職業紹介所公益浴場實費診療事業公營兒童保險施設等に對し計四〇一、五〇〇圓であつたが、昭和九年度に於ける社會事業施設に對する貸付金額は八七、二〇〇圓にてその内譯は左の如くである。（「額簡易生命保險積立金貸付狀況」昭和十年）

第一二篇 社會事業施設

第一章 救護事業

救護事業といふのは官公費の救護、院内及院外救助、一般窮民救護、特殊救護及び方面委員の事業等を總稱するものである。

これらの救護に對しては從來幾多の缺陷を有してゐたのであるが、昭和四年四月二日法律第三十九號を以て救護法が公布され、昭和七年一月一日より實施せられるに至つて從來の救護制度は根本的に改善される事となつた。然るに同法の救護手續の煩瑣なると、地方自治體の財政難とのため、所期の効果を擧ぐるに至らなかつたので、政府は昭和七年權災救助基金法の改正を行つて運用上の不備を除去した。以下救護法による救護を中心とする一般救護事業特種救護事業並に方面委員事業の概況を記述しよう。

第一節 救護法による救護事業

昭和十年自四月至九月分の救護状況を見るに、被救護者總數は一七〇、七五二人にて、うち居宅救護を受けたるもの一五〇、七二九人、收容救護を受けたるもの二〇、〇〇三人に

て、之を昨年同期に比すれば總數において八、九六一人、居宅八、七四七人、收容二一四人といづれも増加を見てゐる。

之を救護種類別に見れば例年の如く生活扶助費を受けたるもの最も多く一四九、八七七人、醫療一九、九四五人、助產七五一人、生業扶助一七九人の順となつてゐる。次に同期における救護費總額は二、八九七、〇三五圓にてうち生活扶助費が二、五四七、八五五圓にて最高を示し、次で醫療費三四三八九一圓、助產費三、五二一圓、生業扶助費一、七六八圓となつて居り、之を前年同期に比較してみれば、總額において三八六一圓、生活扶助費において五二、〇一五圓の増加をしてゐるがその他はいづれも若干の減少となつてゐる。更に救護費を救護方法別に見れば、居宅救護費總額二、一九五、六四七圓、收容救護費總額七〇一、三八八圓となつて居り、之に埋葬費（二三、四三二圓）、委員費（三三二、九〇圓）、救護施設事務費（四四、四七九圓）を加へた經費總額は二、九九八、二三六圓である。その一ヶ月平均は四九九、七一〇圓となつてゐる。

昭和十一年度自九四月分救護狀況調（社會局保護課）

一ヶ月平均所要額

一九五、二九四
五六

一九四、七六八
六六

一九四、七一〇
五九

〔備考〕——救護人員は救護種別に總件數を掲げ同一人にして二種以上の救護を受けたるものは括弧を附し再掲。

2 軍事救護

軍事救護法は大正六年七月公布、同七年一月一月より施行せられたのであるが、昭和六年三月改正公布を見、同七年一月一日より實施せられ今日に至つてゐる。

第四十七回内務省統計報告によれば昭和八年度並びに最近五ヶ年間ににおける軍事救護成績は左表の如くである。

昭和八年年度軍事救護成績表

六圓にて前年に比し死亡人は増加してゐるが辨償金は減少を示してゐる。

行旅病人救護累年表（第四十七回内務省統計報告）

昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年
救護人員 死 亡 者	六、七二五 二、三六四	七、三四四 二、四四六	七、三九九 二、四五八	六、五五一 二、五五九
年度末現在	二、八八三 五、五五五	二、九全 五、七七七	三、二六 五、七七七	五、八五九 二、五五九
救護費	五、五五五 五、五五五	五、七七七 五、七七七	五、九九九 五、九九九	五、九九九 五、九九九

醫	助	生 業 扶 助	臨時生活扶助	埋	葬	計
(一、〇五〇)	(一、〇五〇)	(一、一九五)	(一、一九五)	(一、〇五〇)	(一、〇五〇)	(一、〇五〇)
(三九)						
(二一)						
(三三)						
(一、一七六)						
(四六)						
(三〇)						
(四〇)						
(四、二八三)						

行旅死亡人取扱累年表（同上統計報告）

昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年
死 亡 者 辨 償 金	四、三九六 四、三六六	四、三二〇 四、三二〇	四、二五九 四、二五九	三、七九九 三、七九九

〔備考〕括弧内の数字は同一人にして二種以上の救護を受けたるものと示す。

軍事救護成績累年表

	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
救助人員	四、一四三 (六六一)	五、一八五 (七七五)	七一、六四三 (八八一)	九九、〇三三 (一、四三四)	一、七三一、六二四 (一、七三六)	二、四三七、四九六 (九八、九〇五)	三、七〇一、九三五 (一、七三七)	四、一四三 (六六一)	同
金額	一、四九八、〇一四	一、五八六、七八七	一、七三一、六二四	二、四三七、四九六	三、七〇一、九三五	四、一四三 (六六一)	五、一八五 (七七五)	七一、六四三 (八八一)	九九、〇三三 (一、四三四)
件	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
救助人員	一四、七二八	一三五、九三七	一三五、九三七	一三五、九三七	一三五、九三七	一三五、九三七	一三五、九三七	一三五、九三七	一三五、九三七
金額	四〇、五八八	五〇六、五五五	五〇六、五五五	五〇六、五五五	五〇六、五五五	五〇六、五五五	五〇六、五五五	五〇六、五五五	五〇六、五五五
施設數	一九五	三七、八〇三	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五
経費	二六	一六七、七二三	二三	一、三四八、六九九	二三	一、三四八、六九九	二三	一、三四八、六九九	二三
院外(居宅)救助	院内(收容)救助	院外(居宅)救助	院内(收容)救助	院外(居宅)救助	院内(收容)救助	院外(居宅)救助	院内(收容)救助	院外(居宅)救助	院内(收容)救助
不具廢疾保護	軍人遺家族後援	不具廢疾保護	軍人遺家族後援	不具廢疾保護	軍人遺家族後援	不具廢疾保護	軍人遺家族後援	不具廢疾保護	軍人遺家族後援

第三節 方面委員

各方面委員概況

方面委員施設數は、昭和九年三月末現在において、公設七八、私設三、計八〇にして、その方面數九、二三九、委員數三六、四四九、取扱件數五、二八四、一七〇、経費は六五、一〇四圓となつてゐる。最近四ヶ年の委員數、取扱件數及経費を示せば次の如くである。

〔備考〕—括弧は家族を有する傷病兵を示す。

委員數	取扱件數	經費
三、七〇八人	一、二二七、一八二件	四四二、七二三圓
一、八四〇、七四九	一、八四〇、七四九件	六〇八、三一八圓
三、七〇七、六八〇	三、七〇七、六八〇件	七五四、六九八圓
五、二八四、一七〇	五、二八四、一七〇件	八五五、一〇四圓
三七、一〇七	三七、一〇七件	一、八四〇、七四九圓
一、八四〇、七四九	一、八四〇、七四九件	一、八四〇、七四九圓
同	同	同
九	年	年
同	同	同
六	年	年
昭	和	昭

軍人遺家族後援	不具癥疾保護	院內(收容)救助	院外(居宅)救助
二四六	二六	二一三	一九五
九〇三、四九五	一七七、七一二	一、三四八、六五九	三三七、八〇三
一件	一件	一件	一件
四〇、五八八、二七四	五五五、零零零	九、一〇六	一三五、九三七
件	延	現	加計數

大を知り得る。更に市部、郡部別に設置區域世帯數及人口に對するカード登録世帯數並人口の割合を見るに、昭和九年度に於ては市部に在つて世帯五・九二%、人口五・〇一%、郡部に在つては前者三・三八%、後者二・五一%に當る。然も之を累年的に見るとき世帯に於て、人口に於て郡市を問はず、逐年此の比率の上昇しつつあるを見る。特に市部に於て郡部より遙に高率を持し且つ上昇率のより高きことは注目すべきである。尙カード登録世帯の最も多きは東京市の一六七、〇六一（人口六八九、三〇八人）にして大阪府、横濱市、廣島縣、岡山縣、兵庫縣等之に次ぎ、何れも一萬世帯以上を算す。最も少きは高知縣の町村營施設にして何れも五十世帯以下を算するに過ぎず。又各施設に付カード登録世帯と其の地區總世帯の對比を見るに最も高きは東京市の一一・四九%にして、石川縣の六・三七%、山形縣の五・二%、岡山縣の五・〇等之に次ぎ、最も低きは岩手縣の〇・六五%、沖繩縣の〇・三〇%等である。

委員の擔當世帯數 委員一人當り擔當世帯數は第一種、第二種

を通じて平均市部にありては二〇世帯（人口七五）、郡部にありては一〇世帯（人口三九）、計一五世帯（人口五七）となる。次表の累年比較に於て見らるゝ如く一人當り擔當世帯數は漸次減少しつゝあつたが、昭和九年度に於ては此の傾向を破り市郡共若干の増加を見た。

昭和六年 昭和七年 昭和八年 昭和九年

市
部

一九

一四

二〇

	郡	部	一〇	八	一〇	
	平	均	一四三	四	二	一五
取扱件數	全國方面委員の昭和八年度中に於ける總取扱件數は三、七九六、八七九件に達す。内十萬件以上を取扱ひたる施設六、就中東京市の一、三七三、九〇五件を最高とす。其他一萬件以上三十九施設、一千件以上十五施設、百件以上五施設、百件未滿二十一施設、之を其の種別に付て見るに、其の法令に依るもの三二三、三四二件、其の對比は約一三・一%，尙其の種別に付き累年の百分比を見るに左表の如し。					
生活	保	健	相談	紹介職	兒童	戶籍
扶助	救	療	指導	業其他	保護	整理
同	八	年	五	二	五	一
昭和七年	五	年	六	二	五	三
昭和八年	四	年	七	三	六	二
昭和九年	三	年	八	四	七	一
同九年	二	年	九	五	八	一
即ち其の順位に付ては殆ど變化なく生活扶助、保健救療を以て大半を占めつつあるが、特に生活扶助に於ては從來其の五〇%以上を占むる状況にあり。						

経費 方面委員に關する経費は、昭和九年度における豫算に付て見るに總額一、一三五、〇八九圓にして、一萬圓以上を計上せるもの東京市（三九四、一三四圓）、愛媛縣三四、三七四圓）、京都府（三六、三七一圓）、外十施設あり、千圓以上一萬圓未満のもの最も多く二六施設を數ふ、而して五百圓以上千圓未満のもの三百圓以上五百圓未満のもの五百圓以下のもの二二を數ふ。之を費目別に見るとときは救濟費の二九三、三一八圓最も多く、職員費

一六、〇三〇圓之に次ぎ、事務費八六、七二八圓、委員費九八、三四五圓、指導費五四、五六〇圓、其の他一〇七、六六八圓等となる。最近四ヶ年の経費を示せば左の如くである。

昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
六〇八、三二八 <small>圓</small>	八三七、五六四 <small>圓</small>	九四、五一七 <small>圓</small>	一一三、〇八九 <small>圓</small>

2 方面委員の活動状況

第六回全國方面委員大會 全日本方面委員聯盟主催第六回全國方面委員大會は内務省、中央社會事業協會、熊本縣熊本市の後援の下に四月二十五日より二十七日に至る三日間、熊本市公會堂に於て開催せられた。出席者二千五百名、赤木社會局長官、清浦會長等臨席。三日間に亘る協議に於て別項の如き決議をなした。

以上の他都市部會、農村部會に別れて報告並に意見の陳述がなつた。

尙同大會に於て議決せられた宣言並に決議左の如し。

【宣言】 我等刻下の狀勢を觀るに、思想の混惑甚しく生活の窮乏を訴ふる者愈々衆からんとす。吾等任を方面委員の重責に受け夙夜微力を同胞の救濟教化に致すと雖も制度の完璧、事業の充實は一に社會の協戮に俟つの外なし乃ち吾等は此際一層廣く世間の理解と支援とを喚起すると共に、常に自ら省みて德性の涵養に勉め國民福祉の増進に盡瘁し斯業の爲に吾等の生涯を獻げんことを誓ふ。右宣言す。

【決議】 一、吾等方面委員は赤子愛憲の至仁を奉體して廉潔

なる志操を涵養し大に社會奉仕の精神を振作せむことを期す。

一、吾等方面委員は常に救濟教化の實修鍊を積み以て最大の能率を發揮せんことを期す。一、吾等方面委員は胞相扶の國民性を發揚すべき委員制度の強化徹底を期す。一、吾等方面委員は共存共榮の理念に基きて時弊を啓導し方面事業助成機關の普及を促進せむことを期す。

【決議】 一、方面委員制度の徹底強化に關する件（第一委員會決議事項）二、方面委員助成事業普及發達に關する件（第二委員會決議事項）。

第二章 失業保護事業

世界大戰後我國經濟界も世界的不況の影響を受けて、失業者の續出を見るに至つてから、それ等失業者の保護施設は急激に増加するに至り、政府始め各社會事業團體によつて廣汎な範圍に亘る失業者保護事業が行はれてゐる。茲にはそれ等多數の事業のうち主要なる施設として職業紹介事業、失業應急事業及び失業共濟事業の現況を概観することとする。

第一節 職業紹介事業

1 職業紹介所經營主體數

大正十四年四月職業紹介法の發布以來政府は公益職業紹介

所の設置を勧奨して來たのであるが、昭和十一年三月末日現在に於ては公立六四〇、私立四一計六八一ヶ所となつてゐる。尙参考に之を昭和九年末の數と比較すれば公立において九〇の増加、私立において一七の減少となつてゐる。

2 職業紹介取扱成績

昭和十年十二月末現在における取扱成績は次の如くである

(1) 一般職業紹介數　は求人數一、九一七、九八三、求職者數一、六七九、五六八、就職者數七四一、六四二であつて、之を前年年末に比較すれば、求人數において一二三、九四一、求職者數において一〇九、五八六、就職者數において六九、一八二の各増加を示してゐる。更に求人數百に對する求職者數の割合は前年の八八に對し同じく八八であり、求職者數百に對する就職者數の割合は前年の三七に對しし四四である。尙ほ月別についてみれば、求

人は前年同様十一月が最も多く、三月、一月、十二月の順序になつてゐる。求職者は三月、一月、十一月に多く、就職者は三月、十一月、一月に多い。

(2) 日傭労働者職業紹介　は求人數一二、九八八、七一一、求職者數一四、四六三、七三〇、紹介員數一二、八六七、二九五であつて、求人數百に對する求職者數は一一、求職者數百に對する紹介員數は八九である。之を前年と比較すれば求人數においては一、三七九、〇六七、求職者數においては二、二六〇、三七二紹介員數においては、一三、三六四、五八一といづれも可成りの

減少を示してゐる。尙ほ月別についてみれば、求人數、求職者數紹介員數ともに三月、二月、一月、十月に多い。

(3) 債給生活者職業紹介　は求人數三〇、五二六、求職者數八〇、九五三、就職者數三四、三四〇であつて、之を前年と比較すれば、求人數においては三、二〇〇求職者數においては五、一八八、就職者數においては三、六五一と各増加を示してゐる。而して求人數百に對する求職者數の割合は二六五、求職者數百に對する就職者數の割合は三〇となつてゐる。尙ほ月別にみれば、求人數は十一月に最も多く、四月、七月の順となつてゐる。求職者數は四月に多く九月、三月と之に次ぎ、就職者數は四月、十一月二月の順である。

第二節 失業救濟事業

1 一般状況

大正十四年以來財界の不況につれて失業者が簇出したので政府はこれが救濟の爲め同年冬期に失業者最も多き六大都市關係地方公共團體をして、主として日傭労働者の施設を目的とする公營事業を振興せしめその財源を地方債に求むるものに對しては從前通り地方債許可方針の例外を認め特に之を許可し、又労働賃銀に對しては國庫よりその二分の一以内を補助し専ら失業の緩和に努めた。しかし依然として失業者は漸増の状態にあるので、政府は右と同様の計畫を以て、毎年冬

期に於て六大都市關係地方の公共團體をして失業勞働者救濟事業を施行せしめ、昭和一年には新に預金部低利資金金融通の途を拓いて助成に努めた。昭和四年度においては社會政策審議會の答申に基き、その施行を必要とする場合には必しも冬季に限定せず又六大都市關係地方公共團體のみならず失業者多さ地方に對してもその施行を認め事業の對象は日傭勞働者のみならず一般勞働者の效濟を圖る等其範圍を擴張し、勞働賃銀のみならず勞働手帳作製費に對してもその二分の一を補助することになった。又一般勞働者のみならず知識階級の失業者所謂小額給料生活者にして失業困窮せる者に對する授職施設を六大都市關係地方公共團體に限り認め、官廳の依託により係る事務に對しては就職手當の全額、公共團體の事務については就業手當の二分の一、就業手當以外の經常費及び勞働手帳作製費に對しては各その二分の一を國庫より補助することになつた。更に昭和五年度に於ては失業救濟事業の施行地域を擴大して單に六大都市に止めず、失業者特に多き地方においては起債し得るに至り事業施設時期も冬期に限らないことになり、且つ救濟事業の對象が擴大せられた。

昭和七年度に入つても窮迫せる農民及び失業者の數は減少せず、却つて激増したるを以て政府は道路、河川、港灣等の公共土木事業及び開墾・耕地整理等の農業土木事業を起興して時局匡救、產業開發等に資すると共に、これによつて窮農

及び多數の失業者を使用し以て失業の緩和に資し、又軍需品の註文老朽船の解體新船建造の補助助成、稅關專賣局官衙の建設、飛行場の設置等により工場及び建築土木等の熟練勞働者並びにその他労働者の需要増加を圖つたが、しかもこれら諸事業の起興及び民間事業の勃興等によつて失業防止救濟又は緩和を期するも尙救濟を要すべき失業者多數存する場合には從來の失業救濟事業に代るべき失業應急事業を起興せしめ國庫補助をなすのみならず預金の都合の許す限り低利資金を融通するの途を講じてゐる。又小額給料生活者授職事業は引續き失業應急事業に包含し施行せしめてゐる。

尙右失業應急事業の實施に當つては、これを使用すべき要救濟失業者の認定を適正ならしめ、就勞を統制し本事業をして眞に失業救濟に役立しむるの要あるため、政府は昭和七年度以降本事業を起興する公共團體にこれが専任職員を置かしめ、その經費に對しては國庫より半額の補助を與ふることゝしたが、昭和八年度に於ては本事業の起興をして失業數に適應せしめ、その施行監督を統制するためには職員を社會局並びに各職業紹介事務局に配置し本事業をして失業救濟上一層有効適切ならしめんとしてゐる。

2 失業應急事業現況

政府は大正十四年末實施して來た失業救濟事業を昭和七年

その名稱を失業應急事業と變更の上繼續しつゝあつたが、同年下半期より農村の困窮は益々深化し、從つて都市失業勞働者數も亦必然的に増大するに至つたゝめ、同年八月開會の第
六十三議會に時局匡救のため失業應急事業補助の追加豫算を提出してその増額を行ひ、且つ新に要救濟失業勞働者就職統制の爲設置する専任職員にする經費の二分の一を補助し勞働者の統制を完全ならしむる事を期した。

さて昭和九年度に於ては一般労働者失業應救事業は補助

昭和九年度一般労働者失業應急事業施行成績

一團體、これが事業計畫は次表に示す如くであつて、これを前年度繰越事業と合した九年度事業計畫と八年度事業計畫を比較すれば事業費六七・六%、労力費六四・一%、使用勞働者六七・三%に當り約三三%の事業量を減少し、七年度のそれと比較すれば殆んど半減するに至つた。しかして右計畫に對する實際施行額は比率において見れば事業費六四・四%、労力費六四・六%、使用勞働者六六・六%であつて、事業計畫の約三三%は翌年度に繰越施行となつてゐる。

合計		八年度繰越		一九、一〇、二五		一三、三四、三〇・六		四、三四、一三		三、三三、七〇・六		二、二七、一三七		一、一五、七七		六、三三		
九 年 度		二九、六〇、二三		一七、七一、一七七・五		八、三三、七一		四、八一、二五五・四		三、八九、六三		三、四三、六四		一〇、四九二		(五、〇七三)		
計		四六、七二、四六		三〇、〇六、一七七・一		一三、五七、七〇〇		八、一一、三六・〇		六、一〇、七五三		(九、三七一)		一六、七三五		(四、四四)		
施 行 年 度	事 業 費	事 業 費	就業者手當	就業者手當	延 人 員	就業人員	一日平均	就業人員	一日平均	就業人員	一日平均	就業人員	一日平均	就業人員	一日平均	就業人員	一日平均	
八 年 度 繼 越	豫 算 額	支 出 濟 額	當 豊 算 額	支 出 濟 額	人	人	圆	支 出 濟 額	人	人	圆	支 出 濟 額	人	人	圆	支 出 濟 額	人	
九 年 度	一、六四、九三	一、五三、二六七・七	一、四九〇、〇四三	一、四一七、一五五・六	一、一五〇、三三三	一、一五〇、三三三	圆	一、四九〇、〇四三	一、四一七、一五五・六	一、一五〇、三三三	圆	一、四九〇、〇四三	一、四一七、一五五・六	一、一五〇、三三三	圆	一、四九〇、〇四三	一、四一七、一五五・六	一、一五〇、三三三
計	一、六四、九三	一、五三、二六七・七	一、四九〇、〇四三	一、四一七、一五五・六	(一、一五〇、三三三)	(一、一五〇、三三三)	(一、一五〇、三三三)	一、四九〇、〇四三	一、四一七、一五五・六	(一、一五〇、三三三)	(一、一五〇、三三三)	一、四九〇、〇四三	一、四一七、一五五・六	(一、一五〇、三三三)	(一、一五〇、三三三)	一、四九〇、〇四三	一、四一七、一五五・六	(一、一五〇、三三三)

〔備考〕一一、一日平均使用人員は労働者使用延人員を三六五日に除して算出せり。

二、労働者使用延人員並一日平均使用人員欄の括弧内の数字は右側数字中に含まれる職業紹介人員を示す。

次に知識階級失業者の救濟を目的とする所謂小額給料生活 大阪市、京都市、神戸市、名古屋市等において實施せられ者失業應急事業も亦前年に引續いて東京府、東京市、横濱市 た。その昭和九年度の事業成績は左の如くである。

昭和九年度小額給料生活者失業應急事業施行成績 (上掲年録)

3 應急事業以外の施設

昭和七年六月失業救濟の資に充當の趣旨を以て三井家より

なり特に救助を要するもの(労働共済組合加入者を除く)。

三百萬圓の寄附あり、政府は之を失業労働者の救濟施設の資に充當し現に事業實施中にして、實施狀況は左の如くである。

戸畠、若松。

二、事業對象 前項各都市に於ける日傭労働者にして生活困難となり特に救助を要するもの(労働共済組合加入者を除く)。

三、事業種類 イ、無料宿泊所の設置經營(東京五、京都一、大阪二、横濱二、名古屋二、神戸二、八幡一、計十五)無料宿泊所に於ては輕易労働を課し得る設備を設け、適當と認むるものには十圓程度の生業資金を貸付けてゐる。ロ、生活扶助。獨身

一、事業主體 六大都市及堺、川崎、福岡、門司、小倉、八幡、

者に對しては一日一人十錢の食券を、家族を有するものは一日一人米二合五勺の割で現物を給與する。

第三節 失業共濟事業

労働者の自治的或は相互共濟施設としての失業共濟施設は

財團法人大阪市労働共濟會、東京市労務者共濟會、名古屋市労務者共濟會及び神戸労働保險組合の四施設があるが、大阪市労働共濟會は目下失業給付を休止してゐる。その他三共濟會の昭和八年度末の事業成績は左の如くである。

施設團體名	年度末組合員數	總額	收入金(圓)		事業費(圓)		失業給付	
			掛金及補助金	組合員御下賜金綠越金及雜收入	人員額	金額	傷痍及疾病給付	遺族及死亡給付
東京市労務者共濟會	八、六三	三四六、三九一	三一、一九六	二八、三〇〇	六、八四	一九六、七四七	一五八、五八二	一〇八、三九九
名古屋市労務者共濟會	五、四〇	二六八、四三三	二六〇、〇八八	五、七〇〇	二、六四五	一九一、四三七	一四八、三〇八	一〇三、八一四
神戸労働保險組合	二、八九	六、五五	五九、九四四	六、八〇〇	五、八〇〇	二、四五九	三、〇四五	七、二三三
日傭労働者失業共濟事業成績 (自昭和八・四至同九・三)	一、九八	一一、一九八	一、七八一	三、二三五	三、〇五三	一、五三六	一三、五四四	三、一四四
施設團體名	月未現在加入者數平均	出人頭	延人頭	延就業人員	延失業人員	延受業人員	失業給付	事業費(圓)
東京市労務者共濟會	五、五四六	一一、二八三	一、二八三、二八三	八七八、六八〇	四〇四、六〇八	一四八、三〇六	一四八、三〇六	一四八、三〇六
名古屋市労務者共濟會	三一五	六一、四三〇	二七、三三一	三〇、三三一	三〇、三三一	七、三三三	七、三三三	七、三三三
神戸労働保險組合	一、九八	五三三、〇三三	四五五、七四七	二九、四三六	三〇、〇五三	三、〇五三	一	一
日傭労働者失業共濟事業實績 (自昭和九・四至同一〇・三)	一	一	一	一	一	一	一	一
施設團體名	月末現在加入者數平均	出人頭	延人頭	就業人員	失業人員	延受業人員	出頭延に對する失業延の割合(%)	失業延に對する受給延の割合(%)
東京市労務者共濟會	四、六〇〇	九八〇、五〇三	六六六、六六三	三三三、九七〇	一〇三、四七六	一〇三、四七六	三三・〇	三三・〇
名古屋市労務者共濟會	四三八	八三、二七三	二七、九四一	五五、三三三	一九、〇三六	六六・四	三三・〇	三三・〇
神戸市労働保險組合	一、四七四	四三九、五〇八	三九九、八三三	二九、七〇三	四、七一四	六・九	五・九	五・九

〔備考〕—内務省社會局職業課の調査に依る。

第四節 その他の保護事業

日傭労働者以外の普通通勤労働者を対照とする失業保険は昭和七年六月一日財團法人大阪市労働共濟會に依つて創始された。被保險者たり得る者は大阪市立職業紹介所の紹介に依つて大阪市内に就職した者に限られ保険契約者は被保險者本人又は其の雇傭主とされてゐる。加入者一ヶ年以上を経過し失業した場合に保険給付を受け得るのである。其の給付額は失業保険料月額五十錢の場合に日額五十錢、保険料月額七十錢の場合に日額七十錢、保険料月額一圓の場合に日額一圓の三種である。給付數は保険料納付一年以上二年未満のものは二五日、同じく二年以上三年未満のものは四〇日、三年のものは六〇日と規定され、三年を越え十年迄のものは一年を加へる毎に二〇日を増し、十年を越えるものは一年を加へる毎に五日を増すことになつてゐる。昭和七年六月事業開始以來昭和九年三月末迄の加入者總數は五〇一人で内一五九人の脱退者あり、昭和九年現在加入者數は八一九人である。尙昭和九年度の保険料納入額は五、三八八圓、保険給付額は八七九圓である。

第二章 経済的保護事業

經濟的保護事業の主なるものは、住宅供給、公益市場、公設食堂、公益質屋等である。之等の施設は經濟的不況の深刻化に伴ふ一般的窮乏化の甚しい現状において、尙幾多の不備と缺陷とを有つてはゐるが量的には年々各地方に増加してゐる。只公益市場及公設食堂は本年も引續き多少減少の傾向にある。以下各項に亘つて昭和十年度の概況を見ることとする。

第一節 住宅

住宅組合 昭和十年十一月末日現在における組合數は二、七七〇、組合員は三一、〇七二人、住宅建設費は六八、四八五、六六六圓にして、大正十年七月本法施行以來毎年多少の増加を示してゐる。

共同宿泊所 自昭和九年四月至昭和十年三月における共同宿泊所經營總數は一五四（内、公設六五、私設八九）にして内無料のものは七九である。次に宿泊延人員は合計三、四七六、六五九人にして、上下兩半期に分つて見れば、上半期宿泊延人員は一、六五八、二八〇人、下半期は一、八一八、三七九人であつて冬期において比較的よく利用されてゐることが分る。尙一ヶ月平均延人員は二八九、七〇六人となつてゐる。

不良住宅改良 不良住宅地区改良法による不良住宅地区改

補助豫算額は十五萬圓である。

良事業の實施状況は左表の如くであつて、昭和十年度の國庫

不良住宅地区改良事業計畫及成績概況

地 區	事業施行者	地 區 指 定 年 月 日	事 業 方 法 認 可 年 月 日	事 業 費 (圓)	買 收 土 地 面 積 (ア ー ル)	住 宅 戶 數	昭 和 九 、 一 〇 末 迄の完了事業
東京市荒川區三河島町地内	東京府	昭和三、三、二	昭和三、三、二	一、三三七、一九〇	(六、七二七) 二三三	三〇	昭和八、三完了
東京市豊島區西巣鴨町地内	東京府	三、三、元	三、三、元	八七九、九三〇	(二、四九〇) 八三	二八	昭和七、未完了
東京市荒川區日暮里町地内	同潤會	八、二、四	九、三、二	七〇八、二二二	(三、〇四一) 一〇一	一八	土地八〇アール買收
大阪市天王寺區下寺町地内	大阪市	三、二、九	三、三、三	五、九二六、八七七	(三〇、九八一) 六四四	木鐵	木鐵
名古屋市中區奥田町地内及 其附近	愛知縣社會 事業協會	三、三、二	三、三、三〇	一、八八六、七八六	(四六、五九五) 一九〇	一、三八 木鐵	一、三八 七二八戸
神戸市吾妻通五丁目地内及 其附近	神戸市	五、一〇、三	六、五、二	二、一九八、六七九	(五、七五四) 一九〇	木鐵	木鐵 一、四六戸
横濱市中區南太田町地内	同潤會	三、五、三	四、四、五	七五三、七九九	(五、七二九) 一八九	木	二四
						昭和五中完成	

備考——(1)、買收土地面積欄中括弧内の數字は坪數、住宅戸數欄中鐵は鐵筋コンクリート建住宅、木は木造建住宅を示す。(2)、昭和九年

一〇月末迄の完了事業は内務省社會局福利課の調査に依る。(3)、地區面積、地區内總人口及同總世帶數を本表記載順に示せば次の如し。(1)四、三五八坪、一、六一七人、四二二世帶、(2)二、三五四坪、九一七人、二三四世帶、(3)三、一一二坪、九四〇人、三〇五世帶、(4)一八、七九六坪、六、〇七二人、一、六八八世帶、(5)一三、九三〇坪、二、四五九人、五三七世帶(6)一〇、二八九坪、三、五六三人、七〇一世帶、(7)六、四四九坪、一、一一七人、二八五世帶。

第二節 公 益 質 屋

質屋數は九九九(年度内業務取扱質屋數)であつて、貸付金額は一五、六九〇、二三一・七九圓である。而して同年度における利用者數は二、三八一、三六二人である。以下貸付、

辨済、流質の各状況を昭和八年度と対比して見れば次の如くである。

一、貸付状況

	貸付口數		貸付金額		貸付一口平均	年度末現在の貸付金額
	取扱質屋數	年度内業務	取扱質屋數	年度内業務		
昭和八年度	七五六	二、二四四、三一〇	一一、七九六、七六三・五〇	五・三	五、三四六、〇三七・〇三	五、三四六、〇三七・〇三
昭和九年度	九九九	二、九〇〇、八七二	一五、六九〇、三三一・七九	五・四	八、三一三、七九四・一三	八、三一三、七九四・一三

二、辨済状況

	辨済口數		辨済金額		辨済一口平均	利子收入金額
	取扱質屋數	年度内業務	取扱質屋數	年度内業務		
昭和八年度	七五六	二、〇一〇、六七八	九、七五五、九八一・三〇	四・全	六五七、三三一・五	六五七、三三一・五
昭和九年度	九九九	二、四八三、〇〇一	一三、八四三、五四〇・五三	五・五	七九八、三一・八九	七九八、三一・八九

三、流質状況

	流質したるもの		流質物を處分したもの		廢棄處分	貸付元利金
	取扱質屋數	年度内業務	取扱質屋數	年度内業務		
昭和八年度	七五五	九八・五五八	四三五、七四二・八三	七八・一六一	三九、六二七・七一	元一、七三〇・二六
同 九年 度	九九九	一四九、六五五	大三〇、九五七・七九	七七・九〇九	三三、九三・〇八	元九、一〇〇・毛

いて八四九、〇一二八圓、一ヶ月平均において七〇・七四四圓のいづれも増加を示してゐる。

社會局調査によれば自昭和九年四月昭和十年三月の公益市場數は二七七にして昨年に比し一一の現少である。賣上高は總計五二、九三九、四三二圓、一ヶ月平均四、四一、六一圓である。これを前年度と比較すれば、總計にお

第四節 公設食堂

社會局調査によれば自昭和九年四月至昭和十年三月の公設食堂數は六八にして、これを經營主體別に見れば次の如くである。

府縣市營	町村營	其 他	計
五三	三	一	六
八二、一九一	一九一	一九一	一九一

次に利用者は總數一〇、五八六、二九六人、一ヶ月平均八八二、一九一となつてゐる。

賣上高は總額一、一五四、四〇三圓、一ヶ月平均九八、〇九一圓である。

第四章 醫療保護事業

醫療保護施設としては市民病院、施療院、診療院、巡回診療班、巡回看護班等公私の無料又は輕費の診療機關が存在してゐる。その多くは都市に存在し、農村に於ける此方面的施設は從來閑却視されてゐたが、昭和七年度後半より政府が御下賜金並國費をもつて農山漁村に於ける時局匡救醫療救護を實施するに至つてから斯く農村方面にて醫療保護施設が普及するに至つた。匡救醫療救護費豫算は昭和八年度九年度各一二〇萬圓にて、九年度をもつて打切りの豫定であつたが、その

繼續施行が承認され昭和十年度は一般豫算一、八〇〇、〇〇〇圓を以つて繼續施行された。この救療事業開始以來昭和九年七月末迄の取扱患者數は合計實人員一、七二六、〇〇〇人延人員一九、三二三、〇〇〇人に上つてゐる。

匡救醫療救護の方法としては道府縣に於て直接行ふものと濟生會に委託して行ふものとの二種であつて、その實施に就ては委託診療、出張診療の三種を行つて居る。同事業の成績は、昭和七年度救療患者數五四五、九五〇人、同八年自四月至九月救療患者數は四六九、八四九人となつてゐる。

更に農村に於ける醫療施設としては、九年三月合资會社々長よりの百萬圓の寄附により、醫師なき地方に醫療施設を普及する目的をもつて、九年度以降三ヶ年に亘り診療所の建設に對し奨勵金を交附する事となつた。

尙近年無產者諸團體が此の方面的事業に積極的に進出し、自らの手によつて無產大衆の醫療保護施設を經營し、注目すべき實績を擧げつゝある。以下無產者診療一般並に特殊醫療保護の各項につきその概活を述べよう。

第一節 無產者診療

ブルジョア的醫療保護事業に對抗して醫療の社會化の旗幟の下に勞働者農民が自らの手で醫療事業に着手するに至つたのは最近の事に屬するが、經費、一般醫師の反對等種々の困

六七六

難あるに拘らず、各施設とも何れも相當の成績を挙げてゐる。

系統の大衆診療所（井上良二氏經營）が、一月には大衆病院（田萬明子氏經營）が何れも大阪に開設され、昭和七年創立

名稱	所存地	開始年月	經營責任者	關係團體	被診療者數
大衆診療所	大阪市此花 丁目	昭和九・二・一	井上良二	大衆醫療 同	自昭和九・二、至昭和 十・一(但し第二第四 日曜全休、他日曜祭日 半休を除く) 四、二九人
港南診療所	大阪市港區 市場通二丁目	昭和九・一・一〇	田萬明子	社大黨・全 國勞動組合 其の他	概數 三百八〇人
大衆病院	大阪市大正 區中通四丁目	昭和八・二・三	荒木則敏	社會大衆黨 全國勞動組合 其の他	概數 二〇,〇〇〇人
無產者病院	大阪市東區 南玉造町	昭和七・九・七	田萬清臣	社大黨・全 國勞動組合 其の他	概數 二〇,〇〇〇人
大衆診療所	大阪市港區 夕風町二丁目	昭和五・二・六	田萬清臣	國勞動、全 社會大衆黨 全國勞動組合 其の他	概數 二〇,〇〇〇人
大衆診療所	大阪市港區 夕風町二丁目	昭和五・二・六	田萬清臣	國勞動、全 社會大衆黨 全國勞動組合 其の他	概數 二〇,〇〇〇人

にかかる無産婦人同盟經營の無産者病院とともに何れも此種病院としては最上の設備をもつて診療に従事しつゝある。主なる無産者診療所の現況は左表に示すが如くである。

以上の他日本勞農救援會（準備會）がプロレタリヤ醫療制度確立のために活動しつゝある。勞働救援會は相次で左翼化團體が崩壊して行つたにも拘らず、獨り残存し左翼の孤壁を

固守してゐる。その醫療事業方面の活動は勞救に合體せる舊
醫療同盟の擔當に屬し、その活動は無產診療所の設立を中心
にストライキ應援診療、移動診療班の組織にまで及んでゐ

る。學校所屬診療所は東京、大阪に數ヶ所存するが、彈壓のため相次で閉鎖されてゆくものが多いため相次いで閉鎖されてゆくものが多い。

第二節 施療病院及診療所

第十四回 社會事業統計要覽によれば、昭和六年度における
我國の施療を取扱ふ病院は、一四二ヶ所あり、うち公設は三
五、私設は一〇七である。收容定員は合計五、八五七なるに
對し、現在の患者數は入院三、七六三、外來二五、〇一三に
して、これが經費は六、一八八、四四八圓である。このうち
百人以上の收容定員を有する規模の大なるものは、

第三節 特殊施療施設

昭和八年における施療施設を有する精神病院數は公立六、私立三八、計四十四にして收容定員は合計九、〇二三人である

次に歎療養所の昭和九年度の状況は左表の如くである。

縣道府	名	稱	人員	實人員	延人員	入院	經費	組織又 主體
東京	好善社經營私立 病院慰廢園	立全	三、四一九	二七	三八、七〇五	一、一三九	三、四一九	(社)
群馬	草津聖バルナバ 醫院	三〇	一九	二六、一四七	四七、二七七	一、一三九	三八六、大五三	三五七、七〇三(府縣)
草津	鈴蘭園	四〇	一六	二、五九九	二、九五三	一	一	(府縣)
山梨	身延深敬病院	三〇	一三七	四三、六三	二四、八三	二一八、四四七	二二八	
靜岡	・神山復生病院	三七	一四五	一三七	一九、一四七	六六、一四七	二二八	
青森	第三區頬療養所 北部保養院	五〇	一九	四三、六三	四七、二三	二一八、四四七	二二八	
香川	第四區大島療養所	五〇	一九	一三七、大三九	一一九、八一五(縣)	一、一三九	二九、八七〇	(縣)
熊本	熊本回春病院	合	九七	二九、八七〇	四七、〇八九	一、一三九	二九、九八三	(財)
熊本	待勞院	合	九九	二九、九八三	三六、六七〇	一、一三九	二九、九八三	(社)
九州	療養所	五八	七六	三三、九〇三	一〇四、八三〇	一、一三九	三三、九〇三	(縣)

計
公 計
私 計
設 設
五
七、三、八一〇 四、八〇四 一、四三三、〇一四 爰六、六二八
三
（備考）一一、外島保養院、草津鈴蘭園、身延深敬病院、九州療養所の數は前年度調。二、本表の外、群馬に栗生樂泉園、（官、ホーリネス教會、岡山に長島愛生園（官）鹿兒島に星塚敬愛園（官）、沖繩に宮古療養所（縣）の施設あり。
結核療養所の昭和九年度の施療施設狀況は、左表の如く公設一九、私設一〇、計一九にして收容定員は合計三、三八七人である。

道府縣	名	稱	組織又 主體		收容 定員	入院	經費
			ハ 經 營	實人員			
北海道	市立札幌療養所（京）	？	？	？	？	？	？
東京	東京市療養所（市）△	吳	二三	一六、三〇	二、八四	四二八、二〇五	六八〇、八四四
大森病院	大森病院	七五	一七四	四九九	二四、〇八五	三三、〇三三	四六、二九一
救世軍療養所（財）	ガーデンホーム（財）	三〇	三一	七六、七六八	二五、四四四	四九、五九九	七三、三五五
東京府立清瀬病院（府）	東京縣立靜和園（府）	二〇〇	八九	九七、七三三	一、三〇七	四九、九六一	一九、一三八
日本赤十字京都支（社）	日本赤十字京都支（社）	一〇〇	六六	一、七五五	一、三〇七	五、六一〇	三三、三四二
京都	京都市立宇多野療（市）△	七〇	七七	六、六五五	一四一、七六八	二四九、四〇三	二〇〇、五六一
大阪	大阪市立刀根山療（市）△	四二〇	七六〇	一九、四〇三	一九、四〇三	一九、四〇三	一九、四〇三
（保養所）弘濟會救療部生野（財）	（保養所）弘濟會救療部生野（財）	？	一〇五	一七、五五五	一七、五五五	院ニ含マル	院ニ含マル

神奈川	横濱市療養院（市）	一七〇	毛一	大〇、二一〇		九二、三五九	
				神戸市立屯田療養（市）△	一〇〇	兵庫	所
長崎・長崎市療養所（市）△	一七〇	兵庫	所	長崎・長崎市療養所（市）△	一七〇	兵庫	所
新潟・新潟有明療養所（市）	一七〇	兵庫	所	新潟・新潟有明療養所（市）	一七〇	兵庫	所
栃木・宇都宮市立療養所（市）	一七〇	兵庫	所	栃木・宇都宮市立療養所（市）	一七〇	兵庫	所
名古屋市八事療養（市）	一九九	兵庫	所	名古屋市八事療養（市）	一九九	兵庫	所
日本赤十字社八事（社）	一七一	兵庫	所	日本赤十字社八事（社）	一七一	兵庫	所
恩賜財團濟生會八（財）	三〇	兵庫	所	恩賜財團濟生會八（財）	三〇	兵庫	所
静岡・市立靜岡療養所（市）△	三〇	兵庫	所	静岡・市立靜岡療養所（市）△	三〇	兵庫	所
岐阜・岐阜市療養所（市）△	三〇	兵庫	所	岐阜・岐阜市療養所（市）△	三〇	兵庫	所
福島・福島市療養所（市）△	三〇	兵庫	所	福島・福島市療養所（市）△	三〇	兵庫	所
石川・金澤市若松療養所（市）△	八〇	兵庫	所	石川・金澤市若松療養所（市）△	八〇	兵庫	所
岡山・岡山市半田療養所（市）△	一九	兵庫	所	岡山・岡山市半田療養所（市）△	一九	兵庫	所
廣島・日本赤十字社糸崎（社）△	一〇一	兵庫	所	廣島・日本赤十字社糸崎（社）△	一〇一	兵庫	所
福岡・福岡市立屋形原病（市）△	一七七	兵庫	所	福岡・福岡市立屋形原病（市）△	一七七	兵庫	所
熊本・日本赤十字社熊本	二	兵庫	所	熊本・日本赤十字社熊本	二	兵庫	所
（支部）支部療養所戶馳保（社）	二	兵庫	所	（支部）支部療養所戶馳保（社）	二	兵庫	所
養園	二一〇	兵庫	所	養園	二一〇	兵庫	所
其他表ニ 含マル	三、三八七	兵庫	所	其他表ニ 含マル	三、三八七	兵庫	所
	一、三九九	兵庫	所		一、三九九	兵庫	所
	一、三四四	兵庫	所		一、三四四	兵庫	所
	一、二六一	兵庫	所		一、二六一	兵庫	所
	一、七一〇	兵庫	所		一、七一〇	兵庫	所
	一、七一〇	兵庫	所		一、七一〇	兵庫	所

備考一、本表には一、社會事業調査表に依るもの、二、内務省衛生局調のもの、内結核豫防法第六條に依り設置せられたるもの（×印）及一年中入院患者の延數凡そ三分の二以上に對して施療を行ふと認めらるゝものを掲ぐ。三、自費患者は出來得る限り除きたり。四、△印は右施設欄下の數が昭和八年調なることを示す。（大阪市立刀根山療養所の經費は昭和六年度調なり）五、日本赤十字社京都支部結核患者診斷所の數、京都市立宇多野療養所の經費、弘濟會救療部生野保養所の數は昭和七年度調なり。

第四節 其の他の醫療事業

森、秋田各八、新潟、臺灣各五、長野、愛知、三重、島根、群馬各四、靜岡、熊本各三、栃木、東京、山梨、岐阜、兵庫、岡山、高知、福岡各二、北海道、埼玉、神奈川、岐阜、滋賀、奈良、京都、鳥取、廣島、長崎、佐賀、鹿兒島各一となつてゐる。總組合員數二十五萬、一ヶ年利用額二百五十萬圓に上つてゐる。之等組合の連絡統制機關としては北海道東北六縣醫療利用組合協議會、關東地方醫療組合協議會、青森縣醫療組合協會、岩手縣醫療組合聯合會、新潟縣醫療組合聯合會、群馬縣醫療利用組合協會、全國的機關として全國醫療組合協會が在る。左に青森、秋田、岩手の三縣につきその醫療施設の現況を掲げて置く。

	組合 數	組合 員數	區域內總戶 數に對する割合	全縣總戶 數に對する割合	所屬 病院 數	診療 所數	合計 數	一組合 員當り 利用料
青森縣	八	三、〇〇七	三・九	三・七	三	一	三	一六・四
秋田縣	八	西、〇〇七	三・〇	三・〇	九	二	十一	一・二
岩手縣	三	三、〇〇〇	三・五	三・三	二	六	八	一・二
三縣合計	三	三、九五七	三・七	三・七	三	五	八	一・二

以上の他醫療保護事業につき注意を要するは産業組合法に依る醫療利用組合の最近における發達である。醫療組合は最初大正十一年頃産業組合が兼營事業として醫療部を開設せることに始まり、主として農村のみに限られた小規模のものに過ぎなかたが、近年都市小市民にして開業醫若しくは無料又は輕費の診療機會を利用し得ざるものが、組合組織による醫療施設を利用せんとする傾向を見るに至り、單に農村のみでなく諸都市にもこの種組合の設立を見るに至つたのである。

全國醫療組合の現況については昭和十年十月現在九十一組合を算し聯合會加盟組合をも含めれば百四十八組合に達する。その分布状況は一道二府二十七縣に及び、岩手十一、青

第三篇 児童保護事業

我國に於ける児童保護事業は各種社會事業中最も重要な部門をなすものである。然しその施設の内容に於ても亦法制としても未だ社會の要求に充分副ひ得るものと言ひ難い。只昭和八年十月より児童虐待防止法が實施せられ、更に九年には少年教護法が實施せられるに至り、児童保護事業に關する法制上の不備は此點に關する限りに於ては除去されるに至つた。昨年設立された恩賜財團愛育會では本年に入つて積極的な活動を開始し、保育事業に關する講習會、愛育展覽會の開催、愛育事業功勞者の全國的表彰等を行つた。更に愛育會では赤十字、愛國婦人會、醫師會、齒科醫師會、佛教社會事業產婆會、國防婦人會その他婦人團體と協力して全國各府縣に母子愛育聯盟を結成することとなつた。同聯盟は母子保護に關する事業並に施設の相互連絡を計り、一般母子愛護に關する知識の普及を目的とするものである。

第一章 妊産婦並に乳幼兒保護

第一節 妊産婦並乳幼兒保護施設

我國に於ける妊娠婦保護は法令に依るものとしては、工場法による產後六週間の就業禁止、健康保險法に於ける分娩に対する手當及び分娩後の休養期間並に該期間中の報酬の規定に依るものゝ外、救護法に於ては貧困のため生活する事能はざる妊娠婦が救護の客體となつてゐるのみに止まる。乳幼兒保護施設としては乳兒院、乳幼兒健康相談所及保育施設等があるが、それ等施設の概要を「第十四回社會事業統計要覽」に據つて左に掲げる。

産院 昭和九年度における產院の數は四八にして、内、八は公設、四〇は私設である。而してこれが收容定員數は六九〇人である。これが分布狀態を見れば、北海道二、東京九、京都三、大阪四、神奈川二、新潟一、埼玉一、栃木二、愛知一、福島一、岩手一、石川一、岡山に、山口一、香川一、愛媛三、福岡四、佐賀一、熊本二であつて、比較的その收容能力の大なるものは日本赤十字社產院、恩賜財團濟生會乳兒院附屬產院、日本赤十字社大阪支部病院產部、松山醫師會附屬無料產院の八〇人乃至五〇人であつて、他は三〇人以下が多い。

產婆 助產事業として公設產婆、妊娠婦無料相談所及び巡回產婆等の設備は昭和九年度においては三二二あり、内公設二五〇、私設七二である。これら施設の最も多き地方は長野であつて、岡山富山、山口等がこれに次である。

乳兒保護施設 乳兒院、乳幼兒健康相談所及保育施設等がある。昭和九年度乳兒保護施設は二〇を算へるのみにして、内公設は五

私設は一四である。

畫間保育（託児所） 近年著しき發達を見せ、昭和六年度においては全國に五六七（前年より八五増）内、公設一一、私設四四九である。收容人員は合計五九、四七五（内、公設一一、〇一、私設四八、四六四）である。季節託児所は農漁村の繁忙期に設置せられるもの漸次多きを見るに至り、社會局昭和五年の調査によれば總數二、五一九、内、公設四五八、私設二、〇六一にして、公設中市設僅かに四〇にして他は町村營である。

第二節 乳幼兒保護運動

前項に於ける乳幼兒の保護施設の完備充實を圖ると共に、保育に關する正しき知識を普及徹底せしむるため多くの社會事業機關が一般に呼びかけてゐる。なかんづく中央社會事業協會では毎年五月五日を中心とその前後一週間全國各地一齊に乳幼兒愛護週間を催し、パンフレット、ポスターの作成頒布、ラヂオによる講演、講習會の開催、健康診査票の作成頒布その他を行つて有力なる宣傳を行つて來たが、本年より昨秋の全國兒童保護事業大會の決議に基き、從來毎年十一月十五日より一週間行はれてゐた全國兒童榮養週間を初め、兒童保護に關する諸運動は、凡て此の週間運動に併合して兒童愛護週間の名の下に舉行された。左に第九回全國兒童愛護週間實施要項により中央に於ける實施事項を掲げて置く。

【實施事項】 一、兒童愛護マークの作成頒布。二、兒童愛護に関するパンフレット『子どもの育て方』の作成頒布。三、育児カレンダーの作成頒布。四、乳幼兒健康診査票作成配布。五、兒童愛護思想並兒童保護施設に關する參考資料の作成頒布。六、週間宣傳用ポスターの圖案募集。七、週間宣傳用ポスターの作成頒布。八、道府縣地方長官、朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官、關東州廳長官及地方社會事業協會長に對し週間實施につき盡力方を依頼すること。九、內務省（社會局、衛生局）文部省並拓務省に對し週間實施の趣旨に賛し道府縣地方長官並朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官、關東州廳長官に對し夫々其管下に於ける右週間實施に付盡力相成る様通牒方を依頼すること。一〇、恩賜財團愛育會、恩賜財團濟生會、日本赤十字社、愛國婦人會、大日本聯合婦人會、大日本聯合青年團、大日本聯合女子青年團、日本醫師會、日本齒科醫師會、藥劑師會、衛生會、學校衛生會、生活改善中央會、日本產婆會、帝國教育會、日本少年教護協會、日本少年保護協會、兒童擁護教會、全國育兒事業協會、日本榮養協會等に右週間實施に付協力援助を依頼すること。一一、兒童保護に關するラヂオ放送に付東京中央放送局へ交渉すること、新聞社、雜誌社等に依頼して兒童愛護に關する記事を掲載し週間實施の趣旨の宣傳をなすこと。一二、工場鑛山に於ける妊娠婦保護及兒童保護促進の爲め大藏省、鐵道省、陸軍省、海軍省、產業福利協會、全國產業團體聯合會、協調會等に對し協力援助方を求むること。一三、兒童愛護に關する講演會、講習會、母の會等に對し講師の斡旋をなすこと。

第二章 貧兒保護事業

第一節 不就學兒童

1 不就學兒童數

昭和九年度における學齡兒童數は一一、一五〇、八二四名
内不就學兒童數は四六、九〇四名であつて、就學歩合は九・
五八%である。貧兒又は病兒に對する就學猶豫若しくは免除
が規定（小學校令第三十三條）されてゐるので、今尙ほ相當
の數に上つてゐるのであらう。

學齡兒童（昭和九年度文部省調）

種別	學		
	男	女	計
就學	五、六三九、八二三	五、四七四、一〇七	一一〇三、九三〇
不就學	三三、七二六	三、一八六	四六、九〇四
計	五、六三三、五三五	五、四九七、二五五	一二一五〇、八二四

2 兒童就學獎勵概況

昭和八年度における兒童就學獎勵資金の國庫交付額は一、
三一五、三一七圓であるが、その他の收入を含めて獎勵資金
總額は一、六九六、八四九圓である。道府縣・市町村及び公
益團體では兒童就學獎勵資金を次の如き項目で支給してゐ
る。

即ち、教科書、學用品、被服、食料、生活費等の支給であ
り、中には交互相に二項乃至五項の支給をなせるものもある。
昭和八年度における道府縣、市町村及び公益團體の就學獎勵
資金支出狀況は左の如くである。

支給人員	支給金額
道府縣の支給	一、七〇三
市町村の支給	一、一七七、四三九
公益團體の支給	五、六三一、〇五五
計	一〇九、三八〇

第二節 缺食兒童保護

昭和七年九月以來文部省は要給食兒童の栄養改善と就學獎
勵のため、訓令「學校給食臨時施設方法」に據り、學校給食
施設費として國庫より七ヶ月分五十一萬三千三百餘圓一ヶ年
八十八萬圓が道府縣に交付せられ、當時文部省より發せられ
た通牒「學校給食施設方法に關する件」に則り、全國市町村立
小學校をして一齊に學校給食を開始せしめた。その第三年た
る昭和九年度給食施設費總計二百二十九萬五千百六十九圓、
實施市町村數は九千三百四十六であつて、その施設の概況は
左の如くである。

昭和九年四月より同十年三月に至る滿一ヶ年間に於て學校給食
を實施せる市町村數は七千四百七十七にして現品給與施設をなせ
る市町村數千八百六十九を合すれば總計九千三百四十六となり、

全國市町村數一萬一千五百五十五（昭和十年三月三十日現在）の八割に於てこれを實施し、昭和七年度に比し千五十八、昭和八年度に比し、百三十一を増加し又學校給食を實施せる學校數は一万二千五百九十四校にして、これに現品給與施設の學校二千九百八十二校を加ふれば合計一萬五千五百七十六校に及び昭和七年度に比し千七百三十一校、昭和八年度に比し二百九校の増加を示して居る。本年度に於ける給食實人員は公費給食者五十五萬六百六十三人、私費給食者六萬五百十二人計六十一萬四千三百三十九人（公費私費の區別なき給食者三千百六十四人を含む）更に公費に依り現品を給與せる給與者をも加ふれば總計七十八萬六千九百三十九人となる。又給食實人員に就て公費給食兒童に對する私費給食兒童の割合を見れば公費給食兒童五十五萬六百六十三人に對し私費給食兒童六萬五百十二人にして私費給食兒童は公費給食兒童の一〇%に相當し公費私費併せ實施せるものに就て見れば公費給

食兒童六萬四千八百三十三人に對し私費給食兒童五萬三千二百五十四人にして公費私費相半するの實狀である。本年度學校給食に要したる經費は食費、事務費、設備費等合せて百九十萬三千三百八十餘圓にして食費は公費が百三十二萬四千八百四十三圓七十錢私費が十八萬三百四十五圓八十四錢、計百五十萬五千百八十九圓五十錢更に公費に依り現品を給與せる經費二十七萬一千八百七十圓二十五錢を加へれば總計百七十七萬五十九圓七十九錢である。

事務費は二萬三千八百四十三圓五十錢、一校平均一・八九圓にして殆んど各學校共僅少の事務費、或は事務費を要せずして學校給食を實施して居る實狀である。學校給食に要したる本年度の設備品は十萬一千四百六十九圓八十九錢である。一人一食當りの食費は、公費のみに依り實施せるものは三錢三厘、私費のみに依り實施せるものが五錢、公費私費併せ實施せるものが三錢五厘、平均三錢四厘にして、前年度に比し大體同様である。

學校給食施設狀況に關する調査（昭和九年度）

實施したる市町村數	公費のみに依り 實施せるもの		私費のみに依り 實施せるもの		計	公費に依り現品 を給與せるもの
	同 學 校 數	私 費	公 費	私 費		
六、五三	一〇、九九	一	三三、〇七六、六九二	一	六	九〇六
一	一	一	三三、二七〇	一	七、四七七	一、八六九
五、六一四、三八七	一	一	三三、五九四	一	一、五三六	一
四、八二五、七五四	一	一	三三、五九九	一	五、六一六、九三四	二、九八三
四一八、四五七	一	一	四一八、四五七	一	七、四三七、〇七〇	一
四四、二七八、四六〇	一	一	七、四三七、〇七〇	一	一〇、八五八、四九八	一
計	公費私費併せ	實施せるもの	公費私費併せ	實施せるもの	公費のみに依り 實施せるもの	私費のみに依り 實施せるもの
一	一	一	一	一	一	一
三三、〇七六、六九二	一	一	三三、五九四	一	一、五三六	一
一〇、九九	一	一	三三、二七〇	一	七、四七七	一
六、五三	一	一	六	一	九〇六	一
同 學 校 數	私 費	公 費	私 費	公 費	計	公費のみに依り 實施せるもの
給食延人員	公 費	私 費	公 費	私 費	公費私費併せ	實施せるもの
給食延人員	公 費	私 費	公 費	私 費	公費私費併せ	實施せるもの

給食實人員	公私費	公私費	公私費	公私費	公私費
計	一	一	一	一	一
食費	四百五、八三〇	七、二五八	五五〇、六六三	六〇、五三三	一
公私費	一〇一、〇〇三、〇〇六	一	一一、二三一	三、一六四	一
食	一〇一、〇〇三、〇〇六	一	一〇一、〇〇三、〇〇六	一	一
一人一事務費	一七、一九五、五三	一	一七、一九五、五三	一	一
一人一食當り食費	三・三三錢	一	三・三三錢	一	一
備費	一六、八二三、三三	一	一六、八二三、三三	一	一
設費	七六、九一八、六三	一	七六、九一八、六三	一	一

第三節 児童虐待防止事業

近時財界不況に伴ひ各種の児童虐待の事實が漸増し且つその性質も著しく苛酷を加ふる傾向あるに鑑み、政府では児童

児童虐待防止法實施狀況（社會局保護課昭和九年度）

法第二條に依り保護處分を受けたる児童數

第一項第一號處分（訓誡）

同上第二號處分（條件付監護）

年齢別	親權者若くは後見人の虐待に係るもの			計
	男	女	計	
一歳未満	一	一	一	一
一歳以上	一	六	七	八
六歳未満	一	六	七	八

虐待防止法を制定し、昭和八年四月一日公布、十月一日實施するに至つた。昭和九年度中に於ける同法實施狀況を見れば左の如くである。

〔備考〕括弧内の数字は同一児童に對し各號の處分を行ひたるものとす。

法第二條に依り保護處分を受けたる児童

十四歲以上十五歲未滿
合計

10 1

七

第二章 少年職業紹介

少年の職業指導並びに紹介の事業としては、昭和九年十一月

月末に於て二箇所の少年専門職業紹介所、九箇所の専門部の設ける職業紹介所が存在してゐる。他の職業紹介所に於ても何れも小學校と聯絡提携して職業の紹介斡旋に努めてゐる。尙ほ少年職業紹介上改善すべき事項を協議し或は職業指導、保護、事務連絡等のために全國各地に、小學校職員、紹

介所職員、雇傭主、社會事業關係職員等によつて少年職業紹介委員會が設けられてゐる。昭和九年五月末現在に於ける設置箇所は六十八に上つてゐる。

昭和九年に於ける少年職業紹介成績並びに最近數ヶ年の年別取扱成績は左の如くである。

年別少年職業紹介取扱成績

	求人數			求職者數			就職者數			率就職	取扱所數	小學校數
	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
大正十五年	三、九三	二、九一	五〇、八四	二、四七	一六、四〇	四、五九	一、七三	六、三〇	三、四	一九九	一九三	一九三
昭和二年	三、〇一	一〇、四〇	四八、四〇六	一七、二五	七、七四	三五、〇六	六、六九	三、〇三	九、六五	三六	一三七	二、六一
同三年	五二、五五	一五、四四	六八、四〇一	三五、七四	二三、八四	三六、五八	一〇、三〇	四、八〇	一五、一三〇	三九二	一四三	二、八四〇
同四年	七九、七七	三〇、二五五	一一〇、〇一〇	四四、八二	二四、七六	六九、六四	一六、九四	二一、五三	二八、四七九	四〇・九	一六六	三、二五三
同五年	一二、四三	六五、四六	一七六、八六	七三、四八	五八、一九四	一三一、六三	二七、八七	三一、五〇	六〇、三九七	四三・九	一九〇	三、七四八
同六年	一三九、九九	一〇一、八二六	二四一、七六五	一一〇、〇七	一〇一、八一七	二二二、八四	三七、〇六	三〇、七一	八七、八一七	四一・三	一三三	四、一〇一
同七年	一六六、四三	一六〇、五四	三六、八七	二七、七四	一三一、八五	三五〇、四九九	四四、三〇四	七三、五〇	一七、八三四	四七・〇	二七九	四、八三一
同八年	一八三、三八	一六六、六〇七	三四九、九二五	三五、四五五	一四五、四八一	二七〇、九七六	四八、一三三	七七、六六六	一三五、七九九	四六・四	二九七	六、四〇六
同九年	二三、三五	一八八、三四三	四一〇、七三八	一二五、七三〇	一三八、〇五一	二六三、七八一	五一、四三六	七〇、八〇八	一三三、二四一	四六・三	三一七	五、六八五

昭和九年職業別少年職業紹介取扱成績（自昭和八・六・一 至昭和九・五・三一）

	求人數			求職者數			就職者數			率就職	%
	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
工業及鑄業	七九、五六	九一、三六	一七〇、九三	五一、〇三	五〇、六三	一〇一、六八	一九、四三	四〇、四〇五	五九、八四	五九	五九
土木建築	五、九三	一三〇	六、〇六三	三、八六九	二七	二九、九六六	一、八七三	一〇一	一、九七四	六・一	六・一

日本勞働年鑑

六八八

商業	一二三、二三四	一一、八五四	一三五、〇六八	三七、一七三	一三、七五五	六〇、九三七	一一〇、七三五	五、〇五八	二五、七八三	四二、一
農林業	一、一三三	三一〇	一、四三三	四八二	一七六	六五八	三五五	一五三	五〇七	七七、一
水産業	一、一〇一	一五三	一、二五四	九五三	一三四	一〇〇七	八五四	一三三	一〇一七	九四、四
通信運輸業	二、七八九	二、三三七	四、九三六	三、二九七	四、三一二	七、六〇九	九四三	一八六	一八八九	二四、八
戸内使用人業	一〇、六五五	七三、四六六	八、一六三	一九、八四四	四、三九九	六一、三三三	四、三六六	一九、八一	三四、一五七	三九、五
雜業	一一、八五五	八、一八九	一九、四三三	一〇、〇七八	一七、五七五	二七、六五三	二一、八三三	一九、八一	一〇一	二五、六
計	三三、三五五	一八八、三三三	四一〇、七八八	一三五、七三〇	一三八、〇五一	二六三、七八一	五一、四三六	一〇一、八〇八	三三一、一二一	四六、三

第四章 虚弱兒保護事業

虚弱兒童のための施設は東京の日本榮養協會、兒童愛護會（一ノ宮學園）、虛弱兒童養護協會、東星學園、大阪の弘濟會養育部海養育舍、神奈川の白十字會林間學校、千葉の日本赤十字社千葉支部富浦海兵學校、長野の上諏訪町兒童愛護會、高山保養所の八ヶ所で、收容人員は合計五九八人である。

（昭和九年度）

病兒保護施設は、公設三、私設一五、計一八にして、その收容定員は二〇五人ある。この内三〇人以上の收容定員を有するものは、東京の日本赤十字社產院乳兒科、恩賜財團濟生會赤羽乳兒院、大阪の日本赤十字社大阪支部病院乳兒部、愛知の日本赤十字社愛知支部產院乳兒科等である。（昭和六年度）

第四篇 社會教化事業

社會教化に關する施設は、之を大別すると消極的に教化手段に依つて社會の害悪を除去せん事を主とする融和事業、矯風事業の如きものと、積極的に智徳を涵養して庶民生活の進歩發達を圖る事を主とする隣保事業、教化事業等があり、之等施設は内務、文部兩省の管掌するところであるが、茲には文部省 管掌にかかる社會教育施設と、社會局の管掌する隣保事業につき、その概要を述べるに止める。

第一章 社會教育

1 青年學校

青年教育は從來實業補習學校と青年訓練所とに分れてゐて統一を缺く憂ひがあつたので、多年文部省では之が統一を企畫しつゝあつたが、昨年十二月陸軍當局の諒解を得て兩者を合併し新に青年學校を設置することに決し、關係法令一改廢等具體案作成中であつたが、本年三月三十日勅令第四一號を以て公布、即日施行せられ、右に基づき文部省では省令第四

號を以て青年學校規程を制定した。同時に實業補習學校及び青年訓練所は廢止せられた。左に文部省の「青年學校令及青年學校規程」制定の要旨並に施行上の注意事項の中から抜萃して置く。尙「青年學校令」の條文は卷末附錄に載録し在り。

一、青年學校の本旨に關する事項 青年學校は小學校卒業後直に社會の實務に從事する男女大衆青年に對して普く教育の機會を與ふると共に青年教育上最も重要な時期に於て其の教養に間隙なくらしめんことを期するものにして其の教育の本旨は從前の實業補習教育及青年訓練の特質を融合して心身の鍛錬及德性の涵養と職業其の他實際生活に須要なる知識技能の修得とを主眼として教授及訓練を爲し以て健全なる國民善良なる公民たるの素地を育成するにあり而して此等男女青年は概ね業務の餘暇に於て修學するものなるに付學校の組織内容は通常の學校に比し著しく簡易自由を旨とし以て地方の情況、青年の境遇等に適應せしむるものとす。

一、入學に關する事項 青年學校の各科の入學資格に關しては普通科に在りては尋常小學校卒業者、本科に在りては普通科修了者又は高等小學校卒業者、研究科に在りては本科卒業者とする外夫々之に相當する素養ある者とせられたり是れ青年學校に於ては學歴のみに依ることなく平素の修養の效果、社會生活の體驗等を包含せしめたる資質を標準とする事を適當と認められたるに由る更に中等學校の半途退學者其の他特別の事情にある者に對しては其

の年齢及素養に應じて青年學校の各科の相當年に入學せしむることを得ることゝせりされば入學資格に關しては青年學校の性質に鑑み嚴格なる制限を設くことなく他の諸學校に入學せざる男女青年の修學を容易ならしめんことを期すべし。

一、設備に關する事項 青年學校の設備に關しては校地、校舎その他必要なる設備を爲さしめ且つ他の學校等に併設し得る事とせり而して學校の性質に鑑み其の設備は比較的簡易なるべき其の教育の實績を擧げんが爲には相當の設備を必要とするを以て一般に之が整備に力めしむると共に他の學校等に併設したる場合に於ても少くとも專用教室を備へしむることゝし更に職業科等の教授及訓練に關しては實驗實習を必要とするが故に實習場等の適當なる設備を爲さしむべし尙夜間に於て教授及訓練を行ふものに在りては照明等の設備に留意せしめ教育上及衛生上支障ならしめんことを期すべし。

一、青年學校に於ける社會教育施設に關する事項 青年學校に於ては其の學校の生徒に對する教育の外進んで當該學校卒業者其の他一般市町村に對して隨時講習を爲すことを得しむることゝせり斯の種設備は公衆の教養に資する所尠からざるを以て各青年學校に於ては其の施設經營上常に一般の教育教化に意を致し以て地方に於ける社會教育の中樞たらんことを期せしむべし。

一、青年團體等との關係に關する事項 市町村に於ける青年學校の發達は市町村當局の努力市町村内各種團體との聯繫其の他一般市町村民の後援等に俟つた所専からず殊に青年學校と青年團體と

の關係に就きては青年學校の生徒は概ね男女青年團員たるべきを以て青年學校は青年團體の重要な教育機關として相互の聯絡を密接ならしめ以て兩者の調和的發達を期すべし更に教練科の指導は主として在郷軍人が之に當る關係上在郷軍人會との聯絡提携に留意すべし。

2 青 年 團

昭和十年四月末日現在における男子青年團數は一七、七二五であつて、正團員數は二、四五四、三三七人である。之を前年度に比較すれば、團體數においては一、六二六の増加を示してゐるが、團員數においては八、五三六人の減少となつてゐる。同期における女子青年團數は一五、〇二一、正團員數は一、五六八、五六二人で、團體數において九六八、團員數において七、二〇五人の増加を示してゐる。

3 中央教化團體聯合會

教化事業の連絡統制の中央機關たる中央教化團體聯合會の本年度に於ける活動として第十二回全國教化聯合團體代表者大會の概況を左に掲げる。

全國教化聯合團體代表者大會 六月十二、十三日、大阪市大手前國民會館に於て開催。出席者に齊藤會長外六百名。文部大臣の諮

問事項並に答申及び協議事項並に決議を掲ぐれば左の如くである。

(決議)本案は文部大臣諮詢事項に對する答申中に包含せらるゝものと認む。

一、農村都市の相互依存の精神を更張するの件。(決議)本件に關しては中央教化團體聯合會教化事業調査會の調査に委託すること。

(緊急動議)一、皇紀二千六百年(昭和十五年)に際し檜原神宮外苑内建國會館に於て全國教化聯合團代表者大會を開催するの件。(決議)右は適切なる提議と認むるを以て中央教化團體聯合會に對し皇紀二千六百年右大會を建國に最も由緒深き地に於て開催せられんことを希望す。

〔文部大臣諮詢事項〕

一、國民精神を一層剛健ならしむる爲最も適切なる方策如何。(答申)多難なる現下の我が國情に鑑み國民精神を一層剛健ならしめんが爲には建國の大理想に基き特に左記事項の徹底的實行を期するを以て適切なりと認む。(記)一、神勅、歴代詔勅、宸翰、御製の奉體と其の御趣旨の普及徹底に必要な諸施設の實施。二、御陵、神社に對す崇敬觀念の高調と其の參拜の勸奨。三、神話、傳說、國史等の研究獎勵と我が國語、國文の尊重。四、忠臣義士、孝子節婦の事績顯彰と其の記念會、慰靈祭等の舉行。五、祝祭日の國民化、家庭化の徹底と其の舉式及國旗掲揚の勵行。六、武道及國技の練磨高揚と健全なる體育運動の獎勵。

七、郷土文化の顯揚と其の醇風美俗の助長による健全なる町村風の樹立。八、宗教的情操の涵養及柔弱淫靡の毒風の排除。九、立憲治下に於ける自治公民の本義闡明による國民的自覺の強化。一〇、不健全なる思想及社會事象に對する善導匡正。一一、國民精神を剛健ならしむるに適切なる冊子の編纂、配布並に講習會、講演會等の開催。一二、學生、生徒及青年團員の禁酒禁煙の勵行。

〔協議事項〕一、選舉肅正の實を擧ぐるに適切なる教化對策如何。

(決議)選舉の肅正を圖り政治の公明と其の淨化を期せむとするは我等の素願にして又夙に微力を傾倒し來れる所なり。然るに近く府縣會議員並に衆議院議員選舉相次いで施行せられんとするに當り、茲に我等教化に携はる者は銳意率先之が肅正の實を擧げ範を垂るゝと共に一層全國的に相互の連絡提携を緊密にし左記方針に基く具體方策の實施に努め以て多年の弊病を打破し憲政の發展に寄與せむことを期す。一、國民思想を教化善導するに就て最も適切なる具體方策如何。

第二章 教化事業

第一 節 節隣保事業

昭和九年度における隣保事業數は市町村營四一、法人營五

七六一圓である。これを前年度(昭和七年度)と比較すれば、事業數の増加したるに對し経費は可成り減少してゐる。隣保事業に於て行ふ施設事項の種類は近隣の事情によつて異なるべきものであるが、事業の性質上教育及修養に關する事項がその最も重要なものであつて、且つ通例行はれてゐるものである。即ち學級組織による初等教育、補習教育、労働者教育等の外定期又は隨時に講演會、講習會、討論會、讀書會、研究會等を開催し、俱樂部組織に依つて音樂會、文藝會、演劇等を行ひ、尙近隣の家庭訪問、健康訪問等に依つて社會調査を行ひ、託児事業、圖書館、人事相談、救療事業、消費組合等の施設を設けてゐるものも渺くない。

第二節 婦人保護

昭和九年度における婦人保護施設は二六にしていづれも私設である。而してその經費は一八二、五六六圓であつて保護人員三、四三三、保護件數二三、〇四二件である。主なる婦人保護施設は左の如くである。

道府縣名	稱 組織又ハ 經營主體	保謹 人員	經費	資產	職員
救世軍東京婦人ホーム(財)	二三、五、八二	九、三〇八	四		
救世軍世光寮(財)	七四、一、二八二	二三、六一〇	四		

東京	救世軍警察及刑務所訪(財)		訪問數 四二 二、〇六	門部
	救世軍旅客の支部(財)	四八〇		
日本基督教婦人矯風會(財)	三九	二、七三三	一	一
東京婦人ホーム	九	六、八三三	九一、〇六〇	八
大谷婦人館	X	一四、〇一八	八五、七三二	一
淺草寺婦人會館婦人相談宿泊所	X	一四、二三三	二八、〇〇〇	四
救世軍光の家(財)	一七六	四、一三	一	二
大阪婦人ホーム(財)X	三〇三	六、五九四	一九七、八七	四
神奈川日本基督教婦人矯風會(財)	一七七	一、三九二	五、五〇〇	二
神戸婦人同情會(財)	一四〇	三四、八九	一〇七、六二五	一
兵庫神戸女子家庭塾	X	一五五	四、三三	一〇、二〇〇
神戸伊勢崎町婦人相談所	X	一四〇	一、二七七	一一、二八八
愛知婦人の家和光寮	X	一七三	六、九三〇	二
長野長野婦人相談所	X	一七三	八三	一一、二八八
宮城救人相談所	X	一七三	六、九三〇	七五、〇〇〇
秋田秋田婦人ホーム	一八	一〇三	四七	三、五九三
岡山倉敷婦人人事相談所	一八	一〇三	一五、五三七	一

山口	關門婦人同情會	件四	一	一一
徳島	基督教婦人矯風會徳島支 部婦人ホーム	二〇、四八四	ニ、三九〇	四、六二三 四
福岡	福岡婦人ホーム	×	九	一、三〇〇 一、五〇〇 二
計	私設二六	件三、四三四 〔四四〕	一八二、五六六 六六八、三〇九 一〇一	

〔備考〕一、婦人相談所相愛館は郡馬縣社會事業協會の經營に係るものなり。二、×印施設の數は前年度調なり。

第四部 社會事業統計表

第一表 社會事業施設累年表（第五四回統計年鑑ニ據ル）

日本勞働年鑑

總 社 會 局 費 額	日本勞働年鑑									
	及失 防救 止濟	教 護	職 業	授 業	聯 業	紹 業	補 救	助 助	導 助	產 業
（內務省所管）	其 他 人 事 保 護	醫 療 保 護	施 院	其 他 職 業	聯 業	紹 業	補 救	助 助	導 助	產 業
社 會 局 費 額	司 法 保 護	癩 結 核 精 神 病 療 養 病 療 養	診 院	院	業	業	業	業	業	業
（豫 算）	少 釋 放	人 事 保 護	施 院	院	外	外	外	外	外	外
（千圓）	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	內	內	內	內	內	內
昭和十 年度	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	外	外	外	外	外	外
（現 計）	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	外	外	外	外	外	外
昭和九 年度	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	外	外	外	外	外	外
（千圓）	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	外	外	外	外	外	外
昭和八 年	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	外	外	外	外	外	外
（決 算）	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	外	外	外	外	外	外
昭和七 年度	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	外	外	外	外	外	外
（決 算）	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	外	外	外	外	外	外
昭和六 年度	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	外	外	外	外	外	外
（決 算）	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	外	外	外	外	外	外
昭和五 年度	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	外	外	外	外	外	外
（決 算）	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	人 事 保 護	外	外	外	外	外	外
大	三 七 六	二 三 九	一 三 九	一 三 九	二 三 九	二 三 九	二 三 九	二 三 九	二 三 九	二 三 九
六	三 四 六	一 五 九	二 三 七	一 三 九	三 三 九	三 三 九	三 三 九	三 三 九	三 三 九	三 三 九
九	七 三 一	一 九 五	一 九 五	一 九 五	一 九 五	一 九 五	一 九 五	一 九 五	一 九 五	一 九 五
六	三 三 六	一 九 六	一 九 六	一 九 六	一 九 六	一 九 六	一 九 六	一 九 六	一 九 六	一 九 六
五	七 三 一	一 九 五	一 九 五	一 九 五	一 九 五	一 九 五	一 九 五	一 九 五	一 九 五	一 九 五
四	三 三 三	一 九 三	一 九 三	一 九 三	一 九 三	一 九 三	一 九 三	一 九 三	一 九 三	一 九 三
三	七 三 一	一 九 一	一 九 一	一 九 一	一 九 一	一 九 一	一 九 一	一 九 一	一 九 一	一 九 一
二	三 三 三	一 九 零	一 九 零	一 九 零	一 九 零	一 九 零	一 九 零	一 九 零	一 九 零	一 九 零
一	六 九 六	二 三 六	二 三 六	二 三 六	二 三 六	二 三 六	二 三 六	二 三 六	二 三 六	二 三 六

第二表 社會事業費統計

(第五回統計年鑑ニ據ル)

時		常		經		傷		立		業		少		國		
部	臨	部	常	經	常	傷	兵	院	費	所	業	介	事	務	局	費
職業紹介事務局費	一〇〇	常業	三九	常業	一七	常業	一四	常業	一四	常業	一九	常業	二九	常業	一四	常業
北海道土人保護救濟費	一〇〇	常業	三九	常業	一七	常業	一四	常業	一四	常業	一九	常業	二九	常業	一四	常業
軍事救護費	一〇〇	常業	三九	常業	一七	常業	一四	常業	一四	常業	一九	常業	二九	常業	一四	常業
少年教護院補助費	一〇〇	常業	三九	常業	一七	常業	一四	常業	一四	常業	一九	常業	二九	常業	一四	常業
精神病院補助費	一〇〇	常業	三九	常業	一七	常業	一四	常業	一四	常業	一九	常業	二九	常業	一四	常業
職業紹介所補助費	一〇〇	常業	三九	常業	一七	常業	一四	常業	一四	常業	一九	常業	二九	常業	一四	常業
救護補助費	一〇〇	常業	三九	常業	一七	常業	一四	常業	一四	常業	一九	常業	二九	常業	一四	常業
兒童虐待防止補助費	一〇〇	常業	三九	常業	一七	常業	一四	常業	一四	常業	一九	常業	二九	常業	一四	常業
行旅病人及死亡人諸費	一〇〇	常業	三九	常業	一七	常業	一四	常業	一四	常業	一九	常業	二九	常業	一四	常業
救護費	一〇〇	常業	三九	常業	一七	常業	一四	常業	一四	常業	一九	常業	二九	常業	一四	常業
醫療救護費	一〇〇	常業	三九	常業	一七	常業	一四	常業	一四	常業	一九	常業	二九	常業	一四	常業
公益質屋設備補助	一〇〇	常業	三九	常業	一七	常業	一四	常業	一四	常業	一九	常業	二九	常業	一四	常業
公益質屋獎勵費	一〇〇	常業	三九	常業	一七	常業	一四	常業	一四	常業	一九	常業	二九	常業	一四	常業
公益質屋建設費補助	一〇〇	常業	三九	常業	一七	常業	一四	常業	一四	常業	一九	常業	二九	常業	一四	常業
國民更生運動獎勵費	一〇〇	常業	三九	常業	一七	常業	一四	常業	一四	常業	一九	常業	二九	常業	一四	常業
不良住宅改良費	一〇〇	常業	三九	常業	一七	常業	一四	常業	一四	常業	一九	常業	二九	常業	一四	常業
濟生會事業補助	一〇〇	常業	三九	常業	一七	常業	一四	常業	一四	常業	一九	常業	二九	常業	一四	常業
社會事業調查及獎勵費	一〇〇	常業	三九	常業	一七	常業	一四	常業	一四	常業	一九	常業	二九	常業	一四	常業
沖繩縣癲療養所新營費	一〇〇	常業	三九	常業	一七	常業	一四	常業	一四	常業	一九	常業	二九	常業	一四	常業
國立癲療養所新營費	一〇〇	常業	三九	常業	一七	常業	一四	常業	一四	常業	一九	常業	二九	常業	一四	常業
傷兵院設備費	一〇〇	常業	三九	常業	一七	常業	一四	常業	一四	常業	一九	常業	二九	常業	一四	常業

日本勞動年鑑

六九八

武藏野學院設備費	一	一	一	一	一	一	一	一
草津癩療養所設定費	二三	一	一	一	一	一	一	一
失業對策委員會費	二元	一	一	一	一	一	一	一
失業應急施設費	三、四四	一	一	一	一	一	一	一
失業救濟臨時施設費補助	四、三二	一	一	一	一	一	一	一
失業救濟事業費補助	五、九四九	一	一	一	一	一	一	一
地方改善費	五七三	一	一	一	一	一	一	一
地方改善應急施設費	一、八〇〇	一	一	一	一	一	一	一
	一、五〇〇	一	一	一	一	一	一	一

(司法省所管)

司法保護事業獎勵費

(遞信省所管)

水難救護補助費

船員職業紹介事業補助費

海員社會事業費

失業船員救濟事業補助費

備考
木印八豫算

第三表（其一）戰業召

第三表
(其一) 聽來錄

卷之三

市立

東京

京東事
神奈川

地務一
埼玉

第三表（其一）職業紹介所經營主體別數（昭和十年三月末現在）（中央職業紹介事務局調。以下同註）

職方地山岡 局務事	介紹業職方地野長 内管局務事	介紹業職方地森青 内管局務事	介紹業 内管
香廣島鳥岡計富新山群長	計秋山青岩福宮北	計沖鹿宮熊兒海	日本勞動年鑑
川島根取山山潟梨馬野田形森手島城道繩島崎本			
二五一二三三三二四一三三西一四三一三二〇元二一三二			
二六一一西三〇五二二四三三云一二九二五八元一六一六			
一三十一毛一三一十二三四一七九一一二八一三一二			
一一一一〇一〇一一一一一！！！！！！！！！！！！			
四三三三七八三三四四五九〇三四五三元五八〇五二〇四〇			
一一一一一九一九一一一一一一一一一一一一一一一一			
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一			
一一一一一九一九一一一一一一一一一一一一一一一一			
四三三三元全三五四五九三三三三元五八二美二〇四〇			
二四八二五九一六元全充三五七二〇八一毛七五六一五二一八			

就職者數	求職者數(登録數)	求人數			求人總數=對求職者總數%
		男	女	計	
昭和十年 十二月	一月	一、二、三	一、二、三	一、二、三	三、三
十一月	一月	一、二、三	一、二、三	一、二、三	三、三
十月	一月	一、二、三	一、二、三	一、二、三	三、三
九月	一月	一、二、三	一、二、三	一、二、三	三、三
八月	一月	一、二、三	一、二、三	一、二、三	三、三
七月	一月	一、二、三	一、二、三	一、二、三	三、三
六月	一月	一、二、三	一、二、三	一、二、三	三、三
五月	一月	一、二、三	一、二、三	一、二、三	三、三
四月	一月	一、二、三	一、二、三	一、二、三	三、三
三月	一月	一、二、三	一、二、三	一、二、三	三、三
二月	一月	一、二、三	一、二、三	一、二、三	三、三
一月	一月	一、二、三	一、二、三	一、二、三	三、三

昭和十年計 1,050,010 845,631 1,017,631 1,043,413 536,156 1,679,566 四七五,006 二六六,六三六 七四一,六四二

昭和九年計 956,069 837,653 1,074,041 1,066,254 501,728 1,569,982 四三五,633 二四六,五九七 大七三,四六〇
比較増(△減) 三五、九三 1,010 一二三、九四 七五、一五八 三四、三三八 10九、五六 四九、一四三 二二〇,039 大九、一八一

備考 求人求職ハ月中受數ヲ、比率ハ總數ニ對シテヲ示ス、以下同断

第三表(其三)職業紹介所業態別職業紹介數

昭和十年	求人數			求職者數(登録數)			就職者數		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
工 鎌 業	三六七、三三七	三五九、九五八	四二七、一八五	四八八、二六七	一三四、九六一	大三三、三三九	一六八、七四七	101、七六五	二九一、五三三
土 木 建 築 業	一三六、八〇九	二〇、一五三	一五六、九六〇	一二四、八七一	一四、九〇五	一二九、七六六	大四、九六八	二一、七〇六	六七、六七四
商 業	二八〇、九二〇	五五、七二三	三三六、六九三	一九七、三一一	八一、五三八	二二八、八三九	一九、九五九	三一、一六四	九三、一三三
農 業	二一、六七六	三、五一八	二五、一四四	二〇、一一八	二一、九八七	二三、一〇五	一九、九〇九	二一、七六九	九〇、六七六
水 產 業	九九、三五五	七一、一三四	10六、四八九	七〇、九八一	五、一三六	七六、〇六九	六八、三四三	四、九九〇	七三、三三三
通 信 運 輸 業	二七、六七七	五、一四二	三三、一九九	三八、三〇〇	一三、一三一	五〇、五三一	一四、五八五	二一、三五九	一六、九四四
戶 内 使 用 人 業	一九、一七七	三四八、九三一	三六八、一三八	三七、八五八	一九一、九三三	三三九、七八一	一九、五四九	一九、一七九	二二、七二一
雜 合	一一九、一一一	四五、五〇四	一大四、五一五	一七五、六二六	九三、四五四	二六八、〇六〇	五七、四四七	二八、八三一	八六、三九八
									七四一、六四一

第三表(其四)日傭勞働者職業紹介數月別表

昭和十年	求人數			求職者數			紹介員數			求人數 ニ對ス 者數
	失業事業者	一般事業	計	登録其他	計	使用者	一般事業	計	紹介員數	
一月	八四〇、八六八	二六〇、〇六四	1,100、九三三	一、一三四、二八五	一三三、一三三	一、二六七、四一八	八四〇、九三三	三五九、二六九	一、〇九四、一九三	二二五%
二月	九〇〇、九〇〇	二九〇、〇九〇	1,190、九九〇	一、一九〇、一九〇	一九〇、一九〇	一、二九〇、一九〇	九〇〇、九〇〇	三六九、二九九	一、一九〇、一九〇	二二五%
三月	九〇〇、九〇〇	二九〇、〇九〇	1,190、九九〇	一、一九〇、一九〇	一九〇、一九〇	一、二九〇、一九〇	九〇〇、九〇〇	三六九、二九九	一、一九〇、一九〇	二二五%
四月	九〇〇、九〇〇	二九〇、〇九〇	1,190、九九〇	一、一九〇、一九〇	一九〇、一九〇	一、二九〇、一九〇	九〇〇、九〇〇	三六九、二九九	一、一九〇、一九〇	二二五%
五月	九〇〇、九〇〇	二九〇、〇九〇	1,190、九九〇	一、一九〇、一九〇	一九〇、一九〇	一、二九〇、一九〇	九〇〇、九〇〇	三六九、二九九	一、一九〇、一九〇	二二五%
六月	九〇〇、九〇〇	二九〇、〇九〇	1,190、九九〇	一、一九〇、一九〇	一九〇、一九〇	一、二九〇、一九〇	九〇〇、九〇〇	三六九、二九九	一、一九〇、一九〇	二二五%
七月	九〇〇、九〇〇	二九〇、〇九〇	1,190、九九〇	一、一九〇、一九〇	一九〇、一九〇	一、二九〇、一九〇	九〇〇、九〇〇	三六九、二九九	一、一九〇、一九〇	二二五%
八月	九〇〇、九〇〇	二九〇、〇九〇	1,190、九九〇	一、一九〇、一九〇	一九〇、一九〇	一、二九〇、一九〇	九〇〇、九〇〇	三六九、二九九	一、一九〇、一九〇	二二五%
九月	九〇〇、九〇〇	二九〇、〇九〇	1,190、九九〇	一、一九〇、一九〇	一九〇、一九〇	一、二九〇、一九〇	九〇〇、九〇〇	三六九、二九九	一、一九〇、一九〇	二二五%
十月	九〇〇、九〇〇	二九〇、〇九〇	1,190、九九〇	一、一九〇、一九〇	一九〇、一九〇	一、二九〇、一九〇	九〇〇、九〇〇	三六九、二九九	一、一九〇、一九〇	二二五%
十一月	九〇〇、九〇〇	二九〇、〇九〇	1,190、九九〇	一、一九〇、一九〇	一九〇、一九〇	一、二九〇、一九〇	九〇〇、九〇〇	三六九、二九九	一、一九〇、一九〇	二二五%
十二月	九〇〇、九〇〇	二九〇、〇九〇	1,190、九九〇	一、一九〇、一九〇	一九〇、一九〇	一、二九〇、一九〇	九〇〇、九〇〇	三六九、二九九	一、一九〇、一九〇	二二五%

第三表（其五）俸給生活者職業紹介所紹介件數月別表

日本勞動年鑑

七〇四

七	月	一、三十九	一、五六七	二、八六六	三、六八二	二、五六八	一、〇六九	一、〇五八	三、一一
八	月	一、三九七	一、六一九	二、〇一八	三、一五五	一、九七四	五、一三九	九九八	五八六
九	月	一、四〇八	一、一四	二、五三一	三、八〇八	四、七五五	八、五六一	九三	一、八一九
十	月	一、四一五	一、〇〇九	二、五三〇	三、五三〇	四、〇四〇	六、六〇〇	一、〇九一	四二三
十一	月	一、三九三	一、九四	二、一六六	三、〇八	四、三三三	一、四五五	一、一〇九	三一
十二	月	一、三九一	一、〇〇一	二、一六四	二、七五三	四、三三三	一、五七九	一、一〇九	三三九
	計	一六、九三三	一三、五九三	三〇、五三八	四五、七六六	三五、一八七	八〇、九五三	一三、五五〇	三一、二八二

第三表（其六）營利職業紹介數月別表（一般職業紹介）

昭和十年	一 月	二 月	三 月	四 月	五 月	六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十一 月	十二 月	求人職			求職者（登録者）			就職者數		
													男	女	計	男	女	計	男	女	計
三、八四七	四、六三八	七、四五五	四、一九	二八、五九三	五、七二三	三六、八九七	一七、八三三	三三、〇八三	三五、八六六	一、七六三	一、七〇九	一、七〇九	三、八四七	二、五六八	三、六八二	一、〇六九	一、〇五八	三、一一	一、六三五	一、六三五	三、一一
三、八三八	四、六二六	七、四六四	四、一三	三〇、〇九八	五、一六四	三九、一八八	一七、一三三	三一、八三三	三六、九七四	一、七〇九	一、七〇九	一、七〇九	三、八三八	二、五六八	三、六八二	一、〇六九	一、〇五八	三、一一	一、六三五	一、六三五	三、一一
三、〇九三	三、九五三	五、一五三	九四、〇〇五	二六、五三四	三七、九五三	大四、四七七	七〇、六一四	一九、八〇一	一九、八〇一	一、七六一	一、七六一	一、七六一	三、〇九三	二、五六八	三、六八二	一、〇六九	一、〇五八	三、一一	一、六三五	一、六三五	三、一一
三、一五七	三、九五	五、一七五	九八、〇七一	二七、四一	三一、〇六八	六九、四八七	一六、四五五	二一、一七四	二一、一七四	一、七六九	一、七六九	一、七六九	三、一五七	二、五六八	三、六八二	一、〇六九	一、〇五八	三、一一	一、六三五	一、六三五	三、一一
三、七九五	三、九三三	一〇一、三八八	二九、六八〇	四一、一〇八	七〇、八六六	七八、四〇七	三三、五六九	三三、五六九	三三、五六九	一、七六九	一、七六九	一、七六九	三、七九五	二、五六八	三、六八二	一、〇六九	一、〇五八	三、一一	一、六三五	一、六三五	三、一一
三、七九〇	三、九二〇	五、一三〇	八八、一七五	二六、二九六	三七、三九一	六三、大八七	六三、大八七	六三、大八七	六三、大八七	一、七六九	一、七六九	一、七六九	三、七九〇	二、五六八	三、六八二	一、〇六九	一、〇五八	三、一一	一、六三五	一、六三五	三、一一
三、七九四	三、九一〇	五、一九四	九〇、六七五	三五、九三九	三七、二三一	五九、一九二	六五、一九六	六六、二九三	六六、二九三	一、七六九	一、七六九	一、七六九	三、七九四	二、五六八	三、六八二	一、〇六九	一、〇五八	三、一一	一、六三五	一、六三五	三、一一
三、七九九	三、九一五	五、一九四	一〇一、一七五	三六、大五九	三六、一六七	五九、〇三五	七五、一七六	七五、一七六	七五、一七六	一、七六九	一、七六九	一、七六九	三、七九九	二、五六八	三、六八二	一、〇六九	一、〇五八	三、一一	一、六三五	一、六三五	三、一一
三、七九〇	三、九一〇	五、一九四	一〇〇、四九〇	三六、大五九	三六、一六七	五九、〇三五	七五、一七六	七五、一七六	七五、一七六	一、七六九	一、七六九	一、七六九	三、七九〇	二、五六八	三、六八二	一、〇六九	一、〇五八	三、一一	一、六三五	一、六三五	三、一一
三、七九五	三、九一五	五、一九四	八八、四七三	三三、五三一	三六、大五九	三六、一五一	五八、三〇三	五八、三〇三	五八、三〇三	一、七六九	一、七六九	一、七六九	三、七九五	二、五六八	三、六八二	一、〇六九	一、〇五八	三、一一	一、六三五	一、六三五	三、一一
三、七九六	三、九一五	五、一九四	八〇、六六八	三三、五三一	三六、大五九	三六、一五一	五八、三〇三	五八、三〇三	五八、三〇三	一、七六九	一、七六九	一、七六九	三、七九六	二、五六八	三、六八二	一、〇六九	一、〇五八	三、一一	一、六三五	一、六三五	三、一一

第四表(其一)住宅組合統計(社會局調)(昭和拾年十一月末日現在)

計 1,521,112 1,029,321 749,111 818,558 1,124,943 1,141,132 601,050

	組合數	員組數合 人	建設費 國	住宅
北	東京大神兵長新埼千茨栃堺奈三愛	北海道室蘭五三二一、六四、八三一六、四五、三五	北海道室蘭五三二一、六四、八三一六、四五、三五	北海道室蘭五三二一、六四、八三一六、四五、三五
奈	川阪都	一三〇二、七四五、一六四	一三〇二、七四五、一六四	一三〇二、七四五、一六四
知	重良重	一三八一、四六八、四、二六七、〇四〇	一三八一、四六八、四、二六七、〇四〇	一三八一、四六八、四、二六七、〇四〇
岐	滋山靜	一八七一、八七七、一七四	一八七一、八七七、一七四	一八七一、八七七、一七四
島	鳥富石福秋山青岩福宮長岐	一三九、〇六八一、三九、〇六八	一三九、〇六八一、三九、〇六八	一三九、〇六八一、三九、〇六八
根	取山川井田形森手城島野賀梨岡	四六六一、三九三一、〇四九	四六六一、三九三一、〇四九	四六六一、三九三一、〇四九
計	歌	一〇〇四、八〇〇一、一〇〇四、八〇〇一、一〇〇四、八〇〇一	一〇〇四、八〇〇一、一〇〇四、八〇〇一	一〇〇四、八〇〇一、一〇〇四、八〇〇一
	組合數	員組數合 人	建設費 國	住宅
	山	10	一八三	九三、一七〇
	島	六	七八三	九三、一七〇
	口	四	五六〇	九一六、八五八
	山	二	三一〇	五七七、一一〇
	島	一九	一一一	一一〇、一〇〇
	川	二	一〇〇	一一〇、一〇〇
	島	一九	一一一	一一〇、一〇〇
	山	二	一〇〇	一一〇、一〇〇
	島	一九	一一一	一一〇、一〇〇
	川	一八	一〇〇	一一〇、一〇〇
	島	一七	一〇〇	一一〇、一〇〇
	分	一三	一〇〇	一一〇、一〇〇
	知	一三	一〇〇	一一〇、一〇〇
	岡	一三	一〇〇	一一〇、一〇〇
	繩	一三	一〇〇	一一〇、一〇〇
	島	一三	一〇〇	一一〇、一〇〇
	崎	一三	一〇〇	一一〇、一〇〇
	本	一三	一〇〇	一一〇、一〇〇
	賀	一三	一〇〇	一一〇、一〇〇
	分	一三	一〇〇	一一〇、一〇〇
	知	一三	一〇〇	一一〇、一〇〇
	岡	一三	一〇〇	一一〇、一〇〇
	熊	一三	一〇〇	一一〇、一〇〇
	佐	一三	一〇〇	一一〇、一〇〇
	大	一三	一〇〇	一一〇、一〇〇
	福	一三	一〇〇	一一〇、一〇〇
	高	一三	一〇〇	一一〇、一〇〇
	愛	一三	一〇〇	一一〇、一〇〇
	香	一三	一〇〇	一一〇、一〇〇
	德	一三	一〇〇	一一〇、一〇〇
	山	一三	一〇〇	一一〇、一〇〇
	廣	一三	一〇〇	一一〇、一〇〇
	岡	一三	一〇〇	一一〇、一〇〇

第四表（其二）共同宿泊所統計（社會局調）
（自昭和十九年四月
至同年三月）

北　東　京　大　神　兵　新　木　城　玉　鴻　庫　川　阪　都　京　道　海　北

奈　　堺　　茨　　愛　　三　　栃　　木　　城　　鴻　　庫　　川　　阪　　都　　京　　道　　海　　北

城　野　阜　賀　梨　岡　知　重　木　城　玉　鴻　庫　川　阪　都　京　道　海　北

	宿　泊　延　人　員			經營主體別箇所數	公設　私設　計
	四月—九月	十月—三月	計		
一	一〇、八四三	五八、四一四	五九、二五七	四、九三八	無料七、十錢—十五錢
二	一、〇〇三、一六六	二、〇三四、六三一	二、〇三七、二九七	一六九、五三一	無料一八、二錢—四十錢
三	一六、五三三	三三、七一八	三三、四四一	三、三三〇	無料一、七錢—十五錢
四	一七、一五三	三七、五九九	三七、七五二	三九、〇三一	無料一、十錢—三十錢
五	一七〇、四六三	一六一、四六八	一六一、九三一	一六八、〇四八	無料五、
六	一一七、八七四	一一一、五八八	一一一、五八三	一一一、五三一	無料四、六錢—十七錢
七	一一三	一一一	一一一	一一一	無料一、
八	一〇〇	四一八	一〇一	一二	十五錢
九	一〇一〇	五〇〇	一〇一〇	一〇一〇	無料一、
十	三、八五〇	三、八五〇	三、八五〇	三、八五〇	無料二、
十一	一一一、五八八	一一一、一六八	一一一、七五六	一一一、七五六	無料一、
十二	一〇、九七六	一〇、九七六	一〇、九七六	一〇、九七六	無料十、十二錢—二十錢
十三	一八、九八九	一八、九八九	一八、九八九	一八、九八九	無料六、
十四	一、三八八	一、三八八	一、三八八	一、三八八	無料一、
十五	二、四七八	二、四七八	二、四七八	二、四七八	無料三、
十六	一、〇九八	一、〇九八	一、〇九八	一、〇九八	無料三、
十七	一、九〇九	一、九〇九	一、九〇九	一、九〇九	十錢—二十五錢
十八	一、九〇九	一、九〇九	一、九〇九	一、九〇九	無料一、十錢—二十錢

日本勞動年鑑

七八

第五表 公益市場統計
(社會局調)
至昭和十九年四月

可欣

鹿宮熊佐大福高愛相德和山廣岡島鳥富石福宮長滋靜

計兒

備考 報告未着ノ爲昭和八年度計上ノモノ、大阪、山口、福岡、宮崎

第四部 統計表

第六表 公益質屋統計（社會局調）

(1)

	年度内 業務 屋取 扱 数	貸付		在貸付金 額		辨 済		貸付金ニ 對スル利 子收入金 額	口 數	貸付元利 金
		口 數	貸 付 額	口 數	辨 済 額	口 數	辨 済 額			
昭和五年度	二六一	九六、七四五	一、三八、六七二	六、四七九、八五三	三、八〇九、七二三	一、〇四、四三〇	五、四〇九、七六七	三三九、八七九	六五、六七九	三三九、八七九
六年度	三一四	一、一六四、三五五	一、四三三、〇一〇	七、二四二、三九八	三、六七五、七八八	一、三五八、一四三	六、五三五、七二〇	三九九、九一五	四九五、三五五	三九九、九一五
七年度	四一〇	一、四三三、〇〇〇	一、七三一、四七六	八、四七五、〇九二	四、三三一、一〇〇	一、五一七、八三一	七、四七九、七二九	四三七、八一三	一〇〇、一三八	一〇〇、一三八
八年度	七六五	一、八五七、八一一	二、一五五、四一〇	一、七九八、七六三	五、〇一〇、七八八	一、七九五、六八一	六、七五九、六八一	六五九、三一三	九八、五五八	九八、五五八
九年度	九九九	二、三八一、三五二	二、一〇〇、八三一	一、一〇〇、一三三	八、一一三、九四二	二、一〇〇、一三三	一、一〇〇、一三三	〇五九、一三三	一〇〇、一三三	一〇〇、一三三

(2) 職業別利用者數

年度内 業務 屋取 扱 数	勞動者		生活者		小工業者		小商人		農業者		漁業者		其ノ他		計
	二六一	三三三、七九一	九五、七九二	一〇八、四五三	一五八、八三三	六三、三九九	一四九、三九〇	一五八、一〇一	一五八、五五六	一五八、五五六	一五八、九五七	一五八、九五七	一五八、四六四	一五八、四六四	
昭和五年度	二六一	三三三、七九一	九五、七九二	一〇八、四五三	一五八、八三三	六三、三九九	一四九、三九〇	一五八、一〇一	一五八、五五六	一五八、五五六	一五八、九五七	一五八、九五七	一五八、四六四	一五八、四六四	一五八、四六四
六年度	三一四	一、一六四、三五五													
七年度	四一〇	一、四三三、〇〇〇													
八年度	七六五	一、八五七、八一一													
九年度	九九九	二、三八一、三五二													

第七表 公設食堂統計（社會局調）（至昭和十年三月）

市府縣	町村	其他	計	經營主體別		利用者數	平均數月	賣上金高	平均額月	一食料金(錢)
				總數	平均數月					
北海道	二	一	二	四	三	一九、五七〇	三一、三七五	二、六九七	四八、一八一	一〇
奈良	二	一	一	四	四	五七、一七九	五七、一七九	一七、九三六	五九、四九四	一〇
京都道	二	一	一	二	二	三〇、一九〇	三〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
大阪道	二	一	一	二	二	五〇、一九〇	五〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
兵庫道	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
福井道	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
長野道	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
静岡道	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
神奈川道	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
富山道	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
石川道	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
福知山	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
城崎	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
野井	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
城山	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
島山	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
長岡	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
新潟	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
福島	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
宮城	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
岩手	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
青森	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
朝夜	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
晝夜	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
和歌	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
廣島	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
福井	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
長野	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
愛媛	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
神奈	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
兵庫	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
長崎	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
福岡	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
大分	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
宮崎	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
鹿兒島	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
沖繩	一	一	一	一	一	一〇、一九〇	一〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇
計	三	三	三	三	三	三〇、一九〇	三〇、一九〇	一七、九三六	一七、九三六	一〇

第八表 公益浴場統計
〔社會局調〕
〔自昭和十九年四月
至昭和二十年三月〕

日本勞動年鑑

新崎群愛靜山滋長官福秋山石福島岡廣山愛福佐宮

計

崎賀岡知媛口島山根川井田形島城野賀梨岡知馬玉潟

五 | 一 | 二 | 一 | 一 | 三 | 一 | 一 | 三 | 一 | 三 | 一 | 六 | 一 | 一 |

七一五 | 一 二 三 | 三 三 一 一 | 四 | 二 | 五 一 一 二 一 一

二二三一四四三一一六三三三九一一七二二二

A horizontal row of 15 small square tiles, each containing a different Chinese character, arranged in a single line.

一、五〇
七、九五
四、三〇
七、七〇
一、八〇
九、〇〇
七、七〇
一、〇〇
五、九〇
九、五〇
一、二〇
八、〇〇
三、五〇

大、五セ
二、三
一、一〇九
四、六六八
二、三五
四、二九五
三、一七三
六、七八二
二九、二三九
三、六大三
三、二三三
四、四四一
八、九一四
三、三四一
一〇、〇五四
五〇
四五合
一四、五四九
二、五七一
八〇〇

七
一
四

備考 報告未着ノ爲前年度分ヲ計上セルモノ大阪、群馬、山口、高知、

第十表 少年審判所保護處分統計
(官報ニ據ル)

備考

一、受理件數中括弧內ハ新受理件數ヲ

一、保護處分中其他トアルハ少年教護院送致及病院送致又ハ委託ヲ（校長訓誠ナシ）
一、終結中其他トハ検事ニ送致（男一）及他ノ審判所ニ送致ノ合算ヲ示ス

第四部 統計表

第十一表 起訴及刑執行猶豫者保護状態調（官報ニ據ル）

(1) 起訴猶豫者、刑執行猶豫者ノ保護状態（昭和十年）

種別 保護者種別	起訴猶豫		刑執行猶豫		前年比較 (△印ハ減)	保護者アル者 保護者ナキ者	保護者ノ有無 計	
	男	女	男	女				
分舊處	三七、五〇一	七、三八九	一四四、七九一	△	二、五八一	一一五、九三三	三八、八五八	
分新處	二三、三四四	X	二二、三八八	△X	三四三	一二、五四三	一二、三三八	
保	三四、三七二	X	三四、八八三	△	三、三五五	一四、六三五	一四、八八三	
護	一、四三三	X	一、四三三	△X	一、三四四	一〇、二八五	一、四三三	
者	二六一、八七四	X	二六九、六七五	△	一、三四四	八	一、四三三	
種	三三、六七六	X	三三、七九〇	△X	一三〇、五八六	X	二六九、六七四	
別	一〇九	X	一三、七九〇	△X	一三九、一二六	X	二三、七六〇	
保	備考 X印ハ少年ニシテ内數ヲ示ス	計	四六九	X	二三、八七七	X	二三、七六〇	
護	司法保 護團體	父 母 兄 弟 親 族 故 知 舊 己 宗教家 教育家 篤志家 雇傭主 其 他 計	二、五七一 四〇、三三五 七、七三五 三三、二九〇 三九、〇三五 五	西 一四〇 一〇、九八三 六、四七七 一三〇、五八六	計	一四四、七九一 二二、三八八 三四三 三、三五五 一、三四四 一三〇、五八六 一三九、一二六 二三、七六〇	西四、七九一 一二五、九三三 三八、八五八 一四、六三五 一、四三三 一、四三三 一、四三三 二六九、六七四	
者	(2) 起訴猶豫者、刑執行猶豫者ノ再犯状態（昭和十年中）	再犯ニ至ル期间	再犯 減	前年比較 (△印ハ)	再犯 減	再犯ニ至ル期间	保護者ノ有無 計	
種	男 女 計	一年 二年 三年 四年 五年	一年 二年 三年 四年 五年	一年 二年 三年 四年 五年	一年 二年 三年 四年 五年	一年 二年 三年 四年 五年	保護者 アル者 保護者 ナキ者 計	
別	起訴豫 起訴 不起訴	大、三八 大、三三〇 △二六〇 三、五六 一、三六 七四 三九 三四 大、三三〇 二、〇五三 四、二七七	一〇四 一〇 一七、八〇七 五二 一八、三七八 △三七 二〇、四五八 三、九六〇 一、〇九一 八六 一八、三七八 六七〇 一、六四八	大、三八 大、三三〇 △二六〇 三、五六 一、三六 七四 三九 三四 大、三三〇 二、〇五三 四、二七七	大、三八 大、三三〇 △二六〇 三、五六 一、三六 七四 三九 三四 大、三三〇 二、〇五三 四、二七七	大、三八 大、三三〇 △二六〇 三、五六 一、三六 七四 三九 三四 大、三三〇 二、〇五三 四、二七七	大、三八 大、三三〇 △二六〇 三、五六 一、三六 七四 三九 三四 大、三三〇 二、〇五三 四、二七七	大、三八 大、三三〇 △二六〇 三、五六 一、三六 七四 三九 三四 大、三三〇 二、〇五三 四、二七七

刑執行	起訴	五三三	八	五四三	四〇	二七五	一三五	四	三九	一〇	西三	三三三	三三〇
猶豫	不起訴	六三四	四	六二八	九〇	二五六	一六八	一五	四六四	三三	大三八	三五三	三六六
計	起訴	六、七一六	一二	六、八七三	一三	六、八七三	一、四五	八三八	四三七	二八四	六、八七三	三、三七六	四、五九七
（不起訴	一八、四三	五五	一九、〇一六	△三〇	三、八七三	一、四五	八三八	四三七	二九五	一九、〇一六	六、九八三	一三、〇三〇	一三、〇三〇
再犯	當時ノ 護者	司法團體保 護團體	父母	父母	兄弟	兄妹	其他族 親	知己	宗教家	教育家	篤志家	雇傭主	其他
起訴	西	一、一四八	一〇、七一四	四、一四八	一、一三三	一、一三三	八三八	四三七	二九五	一九、〇一六	六、九八三	一三、〇三〇	一三、〇三〇
不起訴	一四四	三、六九九	一〇、〇三一	四〇一	三三一	一	一	一	一	一	一	一	一
不	九	一	八	三三一	一	三	三	三	三	三	三	三	三
起	八	四九五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
訴	六、九八三	六、九八三	六、九八三	六、九八三	六、九八三	六、九八三	六、九八三	六、九八三	六、九八三	六、九八三	六、九八三	六、九八三	六、九八三

